

## 平成23年第2回竹原市議会定例会会議録

平成23年6月24日開議

(平成23年6月24日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 5 報告第 4号 竹原市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 報告第 5号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 29号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第 30号 竹原市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 31号 市道路線の認定について
- 日程第 10 議案第 32号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 33号 竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 34号 アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 35号 平成 22 年度竹原市東野財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 36号 平成 23 年度竹原市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議選第 1号 竹原市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 16 発議第 23-2号 竹原市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例案
- 日程第 17 発議第 23-3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第5

議長（脇本茂紀君） 日程第5、報告第4号竹原市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告を求めます。

市長。

市長（小坂政司君） 竹原市国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その内容といたしましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の金額について、従来金額に4万円を加算した額としていたところ、平成23年4月1日以降の出産についても同様に4万円を加算し、39万円の支給額とするものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第6

議長（脇本茂紀君） 日程第6、報告第5号竹原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告を求めます。

市長（小坂政司君） 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告をし、御承認をお願いするものであります。

その主な内容といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を10万円から12万円に、それぞれ引き上げるものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、市長の提案を受けて質問をしてみたいというふうに思っています。

まず第1番目の質問は、この専決処分という形での報告であります。私は、とりわけこ

ういう国民健康保険税等、市民の負担といたしますか、暮らしにかかわる問題については、やっぱり時間をとって慎重審議するべきだというふうに思っております。

したがって、例えば専決処分しなかって6月議会でいろいろな結論を出す、そこまでなぜ待てないのかと。そこで、何か支障があればちょっとお聞かせいただきたいと。あえて、3月末で処分しなくてはいけないせっぱ詰まった理由といたしますか、議会を開く暇がないという以外にとりわけ課税上での支障といたしますか。例えば6月にいろいろ結論を出しても、私はさかのぼってやれば支障はないのではないかというふうに思いますので、あえてなぜ専決処分されるのかということが1つ聞きたいのと。

それから、2つ目には、この税負担の問題で、事前に担当者等伺いましたら、私は思うに市の税収から見れば、このわずかな税収増ということにはなります。それと、今あえてなぜこういった厳しい状況の中で負担しなくては国保財政がやりくりできないよというならまだしも、わずかなこの課税、上げて払うほうは税収への影響よりは払うほうは負担が重いということは明らかでありまして、その点いろいろ知恵と工夫といたしますか、いろいろ検討できる余地はあるんじゃないか。この課税上限を上げなくても、他のいろいろ基金とか一般財源とかを対応して据え置くなり、私は引き下げる方向と言ってますけども、少なくとも据え置きぐらいの対応は可能ではないかというふうに私は考えております。

ですから、ここで2点目の質問として伺いたいのは、今度の国保税の課税上限を上げることによって何世帯、どのくらいの税収への影響になるのかということを知りたいのと、その関連になりますけれども、当初予算を見ると、税収は一般退職含めて6億800万円、6億900万円余りの税収の予算措置なんですね。それに比べても本当わずかな、上げたとしても税収しかないという面では、例えば基金での活用とか一般財形の活用なんかはどういう検討をされてきたのかなということを2点目として伺っておきたいと。まず、そこから御答弁いただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の御質問でございます。専決処分の理由という御質問でございます。

このたびの専決処分につきましては、限度額を引き上げる旨の政令改正が公布されたのが23年3月30日でありまして、その施行日は同年の4月1日ということでありました。国民健康保険税の賦課期日は4月1日でありますので、このたびの条例改正は遅くと

もその同日までに施行をする必要があるといった理由がございまして、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分を行ったものでございます。

2点目の御質問でございます。

このたびのこの国民健康保険税の賦課限度額の引き上げによりまして影響を受ける世帯という御質問でございます。

平成22年12月末時点におけます所得並びに資格の状況から、影響する世帯について把握をしております。その場合におきまして、基礎課税分につきましては26世帯、高齢者支援分については92世帯、介護納付金分については86世帯、合計204世帯となっております。影響額については、医療分が26万円、支援分が92万円、介護分が172万円の合計290万円と試算をしているところでございます。

一般会計の繰り入れの検討におきましては、国民健康保険はその被保険者でもってその財源を負担し、その制度を維持していくという基本的な原則がございまして、そういう観点からそういった検討のほうはいたしておりません。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 1点目の質問に対するちょっと答弁漏れと申しますか、専決処分した提案理由はわかりました。しかし、私はそれを含めてなぜその専決処分をする必要があったのかと。

それで、もう一つ伺ったのは、例えば今回6月に出してそこで採決した場合、支障が何かあるのかと。例えば6月以降やったら、4月、5月がもう課税できないよとか、そういった税収への影響がどれだけあるよとか、そこらが支障があることについて、幾らやっぱり支障があるんかと。私はないと思ったんですが、そこら6月にやるのと専決処分しなくてはいけなかった理由について、もう一回お尋ねしておきたいと。

それから、2点目の影響のこと。わずか今、204世帯で290万円余りの税収増ということは何いしました。その当初予算から見ても、6億900万円余りの当初予算ですね。それで、今回上げたとしてその300万円余り、290万円余りの税収増ということで、確かにいろいろ国の指導があるんかもしれませんけれどももう少し、検討をされてないというんがあるから、私はこの基金の分はいろいろ使い道があって意見があるにしても、国保基金はこの22年度末、2010年度末でも、国保基金だけで3億6,400万円余りあります。それで、今度は平成23年度では取り崩しの予定がありますから、23年度末

では3,000万円と、大きく減るといのは承知しておりますけれども、国保基金全体で見ると51億2,700万円あります、全体の各種基金ですね。各種基金は、ことしの3月末で51億2,700万円余りの基金があります。

それで、教育関係の分が、私はそこも崩せるとは言いませんけども、そういう教育関係、介護関係を除いたとしても、少なくとも48億円近くは取り崩しとかいろいろ活用が可能だと、私の考えですけどね。だから、こんなにちょっと大きな金を必要としているわけではないんですけども、300万円余りなら私はやっぱり、基金の取り崩しまでも必要ないと思うんですけども、一般財源からも十分充当をしてもおかしくないんじゃないかと。なぜ、その検討をしなくてストレートに、もう国が指導してくるから専決で上げるよということになるのかということ、もう一度ちょっとお尋ねしていきたいとこなんです。

それと、確かに私が言いたいのは、常々言ってきたのは、地方自治体での国保財政の問題。確かに、二十数年前に国の補助金がだんだんだんだん減らされてきて、どこも国保の財政の運用というのは苦労しているのは私も承知しております。ですから、私がここで確認したいのは、その国への働きかけ、国保財政への支援は、ぜひやっぱり繰り返し要請すべきだということがまず第一で、そこは今現状としてどうなっているのかなと聞きたいのと、それからさっき290万円、300万円余りの上限、その影響額はあるわけですけども、その一般財源とかそういった検討をされていない。なぜ、そこらはされないのかなということも、くどいようですけども聞いておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 失礼いたします。

御質問に対してお答えをいたします。

まず、1点目の専決処分の必要があるのかという御質問でございます。

専決処分を行うことにつきましては、さまざまな種類の議案がある中で、議員の皆様の立場におかれましては大きく分けて2通りの考え方があるのではないかと認識しております。

1つ目の考え方といたしましては、市民の間でさまざまな利害関係がある中で、その利害関係に影響を与えるような議案に関しましては、市民の代表でございます皆様が集まれるこの議会の場において議論を経て、多数決によってその利害調整が図られるべきであるというような考え方、また一方で、地方自治法において地方自治体の長に専決処分が認

められている中で、日程的にも厳しい、内容的にも許容ができると、そういう範囲ならやむを得ない、認めますと、理解するという、そういった御意見、お考え方もあると思っております。我々といたしましても、基本的には議決によってそういった利害調整が図られるってということが優先されるものと考えておりますが、本改正につきましては先ほど御答弁申し上げましたとおり、日程的に非常に厳しい状況であったことに加えまして、他の保険者との格差解消を図るといった国の大きな方針に沿ったものであるということと、また内容も、高額所得者に応分の負担を求めると申しますか、応分の負担に近づくものという内容を踏まえまして、専決処分の判断をさせていただいたものでございます。

2点目の御質問で、各種基金を活用をしてこういった引き上げをしなくてもいいんじゃないかという御質問でございますが、この課税限度額が設けられていることによりまして、保険税のこの課税限度額の上限に達していた世帯に賦課できなかった保険税が、仕組みといたしましては中所得者層のほうへ再分配されるといった仕組みになってございます。課税限度額を引き上げることによりまして、高所得者に応分の負担を求めると申しますか、応分の負担に近づけるといいう形になります。また、今後、保険税率の見直しが必要な場合におきまして再分配される保険税を、多少なりとも高所得者に向けることができるということがございます。そういった内容も踏まえまして、基金の活用ということは判断をいたしてないところでございます。

国保制度の国への要望といったところでございますが、医療保険制度がなかなか過渡期と申しますか、いろんな医療制度改革の中で制度が変わっております。そういった中で、こういった厳しい社会経済情勢の中で国民健康保険の被保険者の低所得化、そういった非常に大きな課題がある中でそれらに対する国の負担を求めていく要望っていうものは、いろんな場面においてしていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 今、担当税務課長はそういった答弁をされました。しかし、私が1点目の専決処分した理由は聞いたんですけども、これを3月末で専決処分しないで6月議会でいろいろ判断を仰ぐと、そこで慎重審議するというところでどういった支障が出るのかと。さっき言うたとおりですよ。そこは全く答えなくて、逆に言ったら6月にやってもまたさかのぼって、4、5、慎重審議した結果、上げるのが決まれば、4、5も課税できるわけでしょう。

だから、私はこの専決処分というのは、もう限られたやむを得ない事態とか、そういったやっぱり限られた中での制約がかけられているわけですから、そういったことをしないと、安易に国がやってきたから、政令でやってきたから上げておくんだということでは、我々地方自治の議会での役割が十分果たせないし、無視しても、後追認しなさいということだけでは私は困るんですね。ですから、この点はやっぱり今後のこともありますので、よっぽど3月末で専決処分しておかないともう課税もできない、不公平が起こる、そういった事態があるのかどうかを私は聞いたんですけど、そこはないわけでしょう。だから、その点をもう一回確認させてもらいたいのと。

それから、この上げたとしての税の影響を今290万円とお聞きしました。それで、私が気になるのは、検討をしないでそれを安易に上げていくと。一つの専決処分ということも手段としてはとられておりますけれども。もう一回ここで聞きたいのは、上のほうを上げるから高額所得者というのを中のバランスをとるんだという言い方もされるけど、私はそこはちょっと筋が違うんじゃないんかと思うんですね。さっき言ったように、今第一義的には国の責任が私は果たされていない。国への働きかけを本当にやったのかどうかっていうことを2点目の質問として聞いたんですけども、答えてない。だから、担当課長で答えなかったら、責任あるところから答弁してもらいたいと思うんですね。でないと、私は第一義的には、国の仕組みでだんだんだんだん医療費、国保の事務費、削減されてきた経過は知ってますよ。だから、どこの自治体もこの国保の財政をどうしようかと苦労されているのがわかります。ですから、第一義的には、国に対してもう少し責任を持つ対応で補助金を上げてくれと。そういう対応をしているのかどうかを3点目の質問、3回目の質問になるんでしょうけども、確認したいと思うんですね。私はそういうきちっとして対応すべきだと。そこはあるのかどうかというんが聞きたいのと、それから前にも質問したことがありますけれども、この国保制度そのものが、あなた方はしょっちゅう相互扶助なんだという見解を示されています。私も何回も、国保の制度の国民健康保険法の中に互いにそういった扶助制度でやりなさいよと、運営しなさいよというんが、私が見る限りは書いてないんですね。明らかに社会保障制度としての国保制度があると、存在していると。そこで、今国保制度そのものがだんだんだんだん保険税が高くなって大変な事態が、竹原市だけではないんですけども、どこの自治体も起こっている。

ですから、私はもう一回聞きたいのは、この国保制度そのものが竹原市として社会保障制度じゃないんかどうか。その確認を、私は社会保障制度だという確信を持っているい

ろ聞いているんだけど、常々あなた方は相互扶助なんだと。互いに支え合って保険税を負担してもらおうということの中の範囲しか繰り返さない。だから、その3点目の確認として、国保制度が社会保障制度ではないんですかどうか、その点を明確にしてもらいたい。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 1点目の質問でございますが、先ほど来御説明申し上げておりますように、このたびの税制改正に基づきまして、他の保険者との格差解消を図るというふうな方針に基づき国が措置をされていると。それから、高額所得者に応分の負担を求めるというふうなことも、この税制改正の中で措置をされたものという認識がございます。基本的には、先ほども申し上げました専決処分の考え方というものがある中で、一定にはこのたび4月1日に賦課期日を迎えるということをもちまして、適正な措置であるというふうな考え方のもとに専決処分に至ったということでございます。その点は御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 国保の制度のことについてと国への要望についてということで御質問をいただいております。

まず、国保財政につきましては、松本議員さんがおっしゃられるように、各自治体におきましても非常に厳しい財政状況というのがございます。当然、竹原市においても、基金を取り崩しながらの運営というのがここちょっと続いているというような状況もございます。そういった中で、我々としましては、市長会等を通じまして国保財政の財源措置について国のほうにこれは要望をさせていただいておるということでございます。

それから、国保制度につきましては、これは社会保障制度の一つというふうな認識をいたしておるところでございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 今の質疑の中で、やっぱりどうして専決処分をしなきゃならんかということがもう少し具体的に説明をされにゃいけんと思うんですよね。といいますのは、例えば6月でやったらどうかということでしょう。で、基本的な原則として、法律は過去にさかのぼって適用してはならないという不遡及の原則、一つありますよね。

それと一つ、例えば法律とか条例を制定するということは、その制定をされた、例えば国民健康保険税条例によって自分の負担が今年度はどうなるんだろうかということが、予見可能性といいますか、これが可能になるわけですよ。それで、今の例えば松本議員の

主張される方向でいきますと、ちょっと今何名かというのは聞き漏らしましたけれども、負担増になる方にとってはどっかでそれを修正するといえますか、増額で更正をせにゃいかんですわね。で、それはやはり法律の不遑及の原則であるとか、あるいは6月議会によって審議されることによって空白の2カ月分がどっかで増額補正、更正されるというかね。このことは、ある意味で言えば法の平等取り扱いといえますか。そういうことからいっても、私はこの分はやむを得んのではないかというふうに考えるんですよ。

で、そこで、インターネット等でいろいろな自治体の状況、あのインターネットで、例えばもう3月の段階で、今年度の国民健康保険税はこうなりますと。ほで、その施行については、例えば3月議会において決定をした後に施行になりますという形で、事前にもう、インターネットですからすべての市民というわけにはいかんでしょうけれども、そういうふうに事前に情報公開に努めて、ああ、来年度の私の税負担は、例えば国民健康保険税の負担はこうなるんだなというような形で情報公開をされておられるところもあるわけですね。

私、毎年毎年のこの6月議会での議論でありますけれども、どうも皆さん方は法治主義だと言いながら、法律に基づいた説明というのがやっぱり不足しとるんじゃないかと思うわけですよ。基本的に、過去へさかのぼって責任とか義務を負わせようと思ったら基本的にはできませんよね。そうでしょう。ですから、そういうことも、法の基本原則というものも踏まえながら、ほで説明責任を果たすというかね、納得をしていただけるような答弁をしていただかないと、毎回毎回の繰り越しの儀式といえますかね、セレモニー化し過ぎとんじゃないかと思うんですよ。

で、また同時に、先ほども申し上げましたように、情報格差とかいろいろおっしゃられる、それを整備される、そういう問題意識を持っておられるわけですから、いろんなところを調べていただいて、そうした特に税負担であるとか、市民の負担にかかわることに対しては、そして事前に情報公開に努めておられるところもあるわけですから、ぜひともそこら辺も調査をしていただいて、どういうふうにすれば市民に納得していただけるような情報公開ができるのか、あるいは広報活動ができるのか。そして、半歩でも一歩でも前進できるような、もちろん質問の仕方というものもあるかも知れませんが、答弁をされる方も、法に基づいた行政の執行をされる皆さん方ですから、法的な問題を踏まえながらしっかりと御答弁いただきたいと、このように考えます。答弁できる範囲で答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 議員から御説明ありましたいわゆる不利益不遡及の考え方そのものはおっしゃるとおりでございます、その中で我々条例決定に際しまして議会の議決を得る、または時間的余裕によって専決処分を行うというふうな考え方で今までの運用を図ってきたところでございます。

御指摘ありましたその市民への周知啓発、お知らせという部分につきまして、さらに研究をしなければいけない部分でございますので、その点については改めましてどのような方法がいいのかということも含めて研究をさせていただきたいと思っております。このたびの専決処分につきましては、先ほど来御説明申し上げましたとおりの考え方に基づいて適正と判断して実施したところでございますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私はこの議案に反対をいたします。

専決処分の問題で私が聞いたのは、3月に専決処分をしなければ6月でやれば違法になるのかどうかを質問したんですよ。それについてあなたは一つも答えんじゃないですか。

それと、よその自治体なんかは全部3月議会で専決処分やってますか。6月議会でやるとともあるじゃないですか。そこもちゃんと説明責任を果たさなきゃいけないよあんたら。

それと、社会保障の観点だとあなた方が言うならば、これだけ政令があって、204世帯で290万円の影響がある。どうしたら負担を軽くするかというぐらいの検討はしてもいいんじゃないですか。それがせっぱ詰まった状況で、これをやっぱり上げないと国保財政がまだまだ、290万円もそれはあるとないとは違うんでしょうけども、6億数千万円の税収から見たら、市の税収から見たらわずかですよ。しかし、払うほうから見たらやっぱり負担が重くなる。今の経済状況の中では、できるだけ負担を据え置くとか、せめてその知恵があってもいいんじゃないですかね。この300万円ぐらいの一般財源を繰り入れて据え置いたとして、どこに違法性があるんですかそれじゃあ。社会保障なら、私はそういうところに財源を充ててもしかるべきじゃないか。今どこの自治体も苦勞しているのは私もよく知っていますよ。だからこそ、やっぱりいろいろ知恵と力を使ってやりくりし

て、市民が安心できるような税の負担、そこを考えるべきじゃないでしょうか。私はそれから見ても、専決処分のあり方から見ても、あるいはこの上限を上げたことによる影響額、その財源補てんとかの検討が十分されていないと。負担の軽減についての十分検討をされていないという面では、こういったこの部分について反対せざるを得ません。

以上です。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第7

議長（脇本茂紀君） 日程第7、議案第29号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち手島・枝委員が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として三永恵子氏を推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

三永氏は、地元女性会での活動を中心に、自治会、公民館、敬老会などの地域活動に参加され、常に住民福祉の向上のため熱意を持って活動されております。また、昭和51年から昭和58年まで、愛知県日進市立日進中学校教諭の職につかれており、人権擁護について理解があり、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 私も今回、初めて恥ずかしながら人権擁護委員法を直接当たらせていただきました。今までは、出ればそれがいろいろ疑問を感じながらもやむを得んなのだな、こういう感じでしてきたわけですがけれども、1つ、私人権擁護委員さんの仕事というのがようわからんのですよね、実際問題としてね。で、例えば人権擁護委員法の第6条の第3項ですよね。市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家です、こういう人出てきますよね。ほで、教育者ですね。ほで、報道新聞の業務に携わる者等ですね。ほで、及び弁護士会、でその他、婦人、労働者、青年等の団体であつてと、こうなんですよ。

今おられる人権擁護委員の中で、ここのところにそれぞれ該当される方はちょっと御説明をしていただけますかね。そうに書いておるわけでしょう、要件としてですよ。

それと、実際きのうもでしたかね。いろいろ人権擁護委員の方等が、人権の普及活動といたしますか、そういう活動をされていたようにお見受けをさせていただきました。それで、第11条ですね。人権擁護委員の職務は左のとおりとすると、こうなつとるわけですよ。で、1号ですかね。1号において、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと。これは理解できるんですよ。で、民間における人権擁護運動の助長に努めること。これも何とか無理をすれば納得ができませんことはないですね。それで、3号になってきて、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等、適切な処置を講ずることと、こうなっております。そして、4号におきまして、貧困者に対し訴訟、援助、その他、その人権擁護のための適切な救済方法を講ずることと、こうなつとんですね。で、この5番目に、その他人権の擁護に努めることと、こうあるんですけども、現実問題として人権擁護委員さんの仕事として一番大事なのは、やっぱり4号の貧困者に対し訴訟、援助、その他、その人権擁護のための適切な救済方法を講ずることと、こうなつとるわけですよ。

で、特に、貧困者に対し訴訟、援助となってくると、これはかなり具体的に人権擁護委員さんの職務内容を規定しておるわけですから、果たして今までそうした人権擁護委員さん、今推薦をされておられる、またその任についておられる方で、例えばこの貧困者に対し訴訟、援助、その他と、そうしたことについて具体的に関与された方がおられるのかど

うか、そのことについての事実の確認をお願いをいたしたいと思います。

そして、第13条、人権擁護委員は、その職務上の地位またはその職務の執行を正当または政治的目的のために利用してはならないと、こうなるとるわけですね。で、この13条について、特に政治的目的のために利用をしてはならないということをどういうふうに理解をすればいいのか御教示願いたいと、このように考えます。

以上のところでひとつよろしくをお願いをいたしたいと思います。御答弁よろしく。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今、議員さんのほうから、人権擁護委員法の内容につきまして御説明をいただきました。それにかかわっての御質問でございます。

まず、人権擁護委員法第6条でございます。第6条の3項に今おっしゃられましたように書いてございまして、本市としましては、人権擁護委員さんを法務大臣のほうへ推薦するに当たりまして市議会からの意見を求めるということになっておりますので、その場合におきまして人権擁護委員さんを推薦する、選任する方法といたしましては、やはりさまざまな人権課題に対応をしていただくということのためにも多様な経歴の方が必要であろうと。また、当然男性、女性、それぞれバランスも必要であるというふうに考えております。また、社会貢献という、人権擁護委員さん、報酬ございませんので、ボランティアという形で務めておられます。そういった社会貢献の精神に基づきまして、熱意を持って人権擁護活動に従事していただける方というような観点から選任をさせていただいているとございまして、今議員さんのほうから御質問のございました、現在人権擁護委員さん8名いらっしゃいますけども、それぞれ今ありました、なかなかそういったような区分といますか、そういったようなことからではなくて今申し上げましたようなことから選任をさせていただいているというようなことで御理解をいただければというふうに思います。

それから、11条に、人権擁護委員さんの職務が記載をされておられます。確かに、どれも重要な職務だというふうに考えております。ただ、人権擁護委員さんにつきましては、広島法務局のほうと連携されて職務に当たっておられますので、大変申しわけございませんが、そういった職務の内容につきましては私どものほうで把握してない状況でございます。

それから、法第13条に、人権擁護委員さんの職につきましては、職務上の地位または

その職務の執行を政党または政治目的のために利用してはならないというふうに定めてございます。ただ、人権擁護委員さんにつきましては、国あるいは地方公共団体の公務員ということではございませんので、公務員のような政治的行為の制限というのは受けないというふうに理解しております。ただ、やはり人権擁護委員法に定めてありますように、立場を利用しての政治活動といえますか、地位利用に当たる政治活動はできないというふうに理解しております。地位利用に当たらない政治活動はできるのではないかとというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 議会に選任同意を求めるということでありますけれども、私は余りにも形骸化し過ぎとんじゃないかと、こういうふうな感覚を持つとんですよね。基本的に、この人権擁護委員制度も、恐らくは戦後のマッカーサー指令に基づいたアメリカのシステムの導入なんじゃろうと思うんですね。で、基本的に、アメリカのシステムというのは公聴会等でいろいろやっておるわけですよ。私前から何度も申し上げてきました。本当に熱意があらわれるならば、例えば担当委員会なり何なりで、その決意なりその職責の重さというものについての自覚というその念をお述べになられるということは、私はあってもいいんじゃないかと思うんですね、私はですよ。

で、本来ならば、そうした極めて人権問題というものが非常に難しいと言ったらおかしいかもわかりませんが、なかなか顕在化してこないのが今までの、例えば同和行政なりそうしたもんからの経験からもうかがい知ることができるわけですよ。で、そうしますと、やはりこの第6条の3項でそれを例示しとるというのは、まさに総務課長が御答弁になられたように、そのバランスというのを配慮をして選任しなさいよと、私はそういうことなんだろうと思うんですよ。

例えば私も民生委員の選考委員にもつかせていただいたことがありますけれども、今全国的に民生委員さんについてはなかなか手がないということで、最近ではテレビでもコマーシャルを打つような時代になってきました。それで、現実問題といえますか、客観的な事実の問題として人権擁護委員に欠員が生じたことがありますか、ありませんか。そのことについてお答えを願いたいと思います。

それと、さらに言うならば、人権擁護委員さんと広島法務局との関係は述べられましたけれども、そうしますと、ただ竹原市長とすれば推薦するだけなんですよね。そうですね。ですから、本来ならば私それこそおかしいと思うんですよ、推薦したんですから。例

えば法務局のほうから、特にわしよわからんのは、貧困者に対し訴訟、援助と、こうあるんですよね。どういう訴訟、援助なんか具体的に例示をしていただきたいと思えますけれどもね。きょう、直ちにそれを求めるのはなかなか難しいと思うんですよ。

で、さらに言うならば、別に国家公務員とかどうのこうの、地方法務局が云々言よんじゃないんですよね。この人権擁護委員法の第13条において政治的目的のために利用をしてはならないと、こうですね。市長もそうです。私もそうです。一応政治家ですよ。で、今私どもが展開できるのはまさに政治活動なんです。選挙活動はできませんね。選挙活動は、告示に入ってからですよ。で、それまではすべて政治活動じゃないんでしょうかね。公職選挙法ではそうっておりますよ。そうでしょう。

先般も、住宅家賃にかかわる訴訟において申し上げましたよ。本来ならば、竹原市民以外の方に市営住宅の入居を認めるということ事態があってはならないことですよ。その話し合いの中で云々ということがありましたね。で、市長も常々法治主義ですからと、こうおっしゃいますよね、我が国は法治主義社会であるからと、法治国家であるからと。こういうことですよ。ですから、本来ならば、事務当局が総務課になるんでしょう、恐らく、提案されとるんですからね。本来素直に読めば、この13条が、政治的目的というのは政党のためだけじゃないんですね、みずからの政治目的もあるわけでしょう。だから、そこを考えれば、恐らく私は整理がつく問題なんだろうと思うんです。私もすべての総務文教委員会、傍聴に行つとるわけではありません。時間が許す限り行かせていただいて、何が争点になり何が論議されておるのかということについて私も私なりに把握をさせていただき、じゃあこの問題についてどういうふうに法的に考えればいいのかという問題意識を持って私もこのたび少し勉強させていただいたんです。

まず、やはり法の問題ですから、善意の問題とか解釈の問題じゃないんですね。やはり、これは適正に処理されるべきじゃと、このように考えるわけであります。ほで、宿題は宿題としてお互いそれを抱え込まなきゃならんと思うんです。今まで、私どもも含めて提案された選任同意案等についても、やはりなれといえますか、そうしたものである意味で言えばエスカレーター式にもう流してきたと、こういう結果もあつたんじゃないと思うんですよ。で、しかしそれはそれとして、お互いに誠意を持って整理するとして、私はこの人権擁護委員法の第13条の解釈というのは、そんなに裁量の幅があるとは思えないわけであります。で、総務文教委員会においてもいろいろ議題になってきたわけでありますから、これについて近々に整理をされる意思があるかどうかお尋ねをしたいと思いま

す。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） いわゆる政治的活動に関しましての解釈というところにつきましては、再度、法務省の地方機関である法務局等にも確認をしながら、この選任につきましては取り扱ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 基本的に人権擁護委員も、あるいは選管も、やはり総務が主管されておられるわけですね。それで、そこら辺が、法の体系の中で相互連関させながら誤りのない判断をしなきゃならんわけですよ。で、そこら辺をやはりもう少し謙虚に、私はどうもこのところ、裁量権を余りにも拡大解釈して裁量権の濫用の問題が出てきておるんじゃないかと、こう思うとるわけですよ。裁量権の濫用ね。

ですから、そうした意味において、裁量権というのはかなり限定的に考えるべきでありますし、で同時に、さらに裁量権を限定的に考えるということは、行政の意思決定の透明化、ガラス張り化をどう確保するかということなんですね。教育委員の問題もあります。どこでどう決まったんだろうかと、全くわからない。魑魅魍魎としておるわけですよ。ほで、論議すらもできないわけでしょう。人事案として、選任同意案として出てくると。あえて私それに挑んでおりますけど、タブーにね。やはり、どういうふうな基準で選んだのかという、例えば全くびしっと型枠の中に入れたようなそうした基準というのはなかなか難しいと思いますけれども、しかし、はあはあこういう基準で選んだのかと、それならわかるねと。そうした我々が納得できる、まして今度はテレビで中継されておるわけですから、お聞きになっておられる市民の方も、ああそうか、そういう基準で選ばれたのかと。自分はちょっとあの人好きじゃないけれども、しかしそういう基準で選ばれたんならばこれはしょうがないよねと納得できるじゃないですか。

とりわけ、総務部長におかれては、情報公開法とか情報公開条例とか、あるいは行政手続において、それを先導的にその重責を担われてきたわけですから。情報公開法とか、あるいは行政手続法の本来の目的といいますか、意義というものをもう少し深く掘り下げていただいて、そうした例えば選任に至るその過程というものの、意思決定のプロセスが、やはりここでしっかりと説明をしていただけるような、そういうことでないと、とてもじゃないけれども情報公開とかあるいは適正手続とかということにはならないですよ。

ですから、すぐにとは申しませんが、そこら辺のある程度の選考基準といいます

か、客観的な基準。特に、理事者側におかれては最近マニュアルということがはやっておられるわけですから、そのこのところの選考基準を可能な限り早く策定をしていただいて、この選任同意に係る人権擁護委員だけじゃないですよ、そのほかの選任同意についても、議論がお互いが、またテレビを見ておられる市民の方も納得をしていただけるような、そういう形で進める必要があると考えるわけですね。そうした選考基準のガイドラインの策定といたしますか、これについてどうお考えか、最後にお尋ねをして終わりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 非常勤特別職の議会にお諮りする候補者の選任の基本的な考え方につきましては、過去よりも御説明申し上げておりますけれども、改めて御説明申し上げますと、選任に当たりましては、さまざまあります職の性質を勘案いたしまして候補者の人材の選任を行うと。具体には、現在の所属、それから活動内容、職歴、所属団体、それから活動の履歴などを、総合的に判断をするというふうな概念でございます。

それから、人選の段階におきましては、当該職にかかわりのある庁内の関係部署でございますとか関係団体、それから関係機関等に対して必要な協議は行うというふうなことを前提に選任をさせていただいたところでございます。

補足でございますが、職によりましては、竹原市域も東西と北部において複雑な地形がございます、それぞれの地域ごとに選任をさせていただいているというふうな場面もございます。まさに、人権擁護委員などはそれに当たるものでございます。それから、過去非常勤の特別職の選任等の基準ということで、年齢要件とか多選の状況なども一つ考慮をするというふうなこともあるわけでございます。

いずれにいたしましても、やはり推薦をさせていただく方が適正であるというふうな十分な説明をしなければならないということは当然のことでございます、そのような適材適任であるということの説明を、今後においてもしっかりさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 今、7番議員の宮原議員がいろんな角度から質問をされました。私は違った角度からいろいろと聞いてみたいと思います。

この人権擁護委員の推薦というのは、市町村において長である、竹原市の場合は市長が推薦をして議会の意見の同意を求める、こういった तरीけではないかと思えます。そうい

った観点から、先ほど総務課長のほうは御答弁がなかったわけですが、全国には1万4,000の委員の方がいらっしゃる、竹原市には8名の方がいらっしゃる。そして、先ほど総務部長が各地域から、こういったことを言われたわけですが、私どもの認識というのは、各中学校区、例えば忠海、吉名、竹原、賀茂川、ここから2名ずつ出して、こう、こういった解釈で8名の構成になっているのではないかと思います。

そして、やはり法務局等々から回答をいただけていないから、いろんな相談案件、件数といったものも十分承知をしていないというようなことですが、いろいろと調査をしてみますと、全国にはこういった人権擁護委員に相談をかけた数というのは15万5,000件余り。そして、昨日等々でおけます男女共同参画のチラシ等々を配布された、こういった件数がいわゆる15万5,000、このような認識をしておるわけですが。そして、人権擁護委員のいろんな研修会、レベルアップの向上、知識の向上、こういったものが約2万8,000件。そういった観点から言いますと、竹原の今日までのいろんなさまざまな人権に関する問題点、こういった御相談は、この3年間においてどのような件数があるのか、これはどうしても知っておきたい。

そして、内容もいろいろと最近においてはさまざまな問題があろうと思います。子供のいじめ、あるいは虐待、あるいは夫婦間の問題、あるいは従来からいろいろ問題になっております同和問題の解消に向けた結婚差別とか就職差別、また最近の動向といったものはインターネットによる書き込み等々でいろいろと個人の人権の保障をしなくてはならない。こういった新しいタイプの人権問題に関する案件といったものがあるわけですが、竹原市における相談件数、あるいは内容、そして8名の方々のいろんな研修会等々の開催、こういったことも教えていただきたい。これが我々追認機関ではない、議会というのはいわゆる議決をしなくてはならない面ですが、こういった点からいいたしてもどうしても聞いてみたい項目でございますので、以上の点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

人権擁護委員さんの活動の内容ということの御質問でございますが、相談件数でありますとかその内容、研修会の開催回数というような御質問でございます。

大変申しわけございません。現在その詳細につきましては把握しておりませんので、ちょっと具体的に御回答をすることができなくて大変申しわけございません。

主に、人権擁護委員さんが今活動をしておられます相談業務でございますけども、現在は広島法務局竹原支局が東広島支局へ統廃合をされましたので、現在月1回、人権センターにおきまして相談所を開設をして相談業務を行っておられます。また、東広島支局のほうでは、定期的に相談業務を行っておられまして、交代で相談に当たっておられるという状況はお聞きしているところでございます。

また、啓発活動につきましても、先ほど議員さんから御紹介がございましたように、市のそういった男女共同参画事業でありますとか人権フェスティバル等、そういう啓発活動あるいはイベント等には御協力をいただいているところでございます。また、独自の活動といたしまして、小学校に出向きまして人権の花運動という行事ですとか人権教室、あるいは人権作文コンテストなどの啓発事業を実施されておられるところでございます。

研修につきましては、基礎的な研修でありますとか自発的な研修というのをされておるというのをお聞きしているんですが、大変申しわけございません、具体的に何回というところまで承知していない状況でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 今、決して総務課長のほうを責めるつもりはないんですが、ただ先ほど7番議員もおっしゃったように、今回からいろんなテレビ放映もあります。そして、今までは議会だより等々で紙面の上でのいろんな議会の活動等々の情報公開でございましたが、今回からはリアルにいろんな意味で市民の方々もテレビを視聴されている。こういった観点から言いましても、今の答弁では十分私は納得をされない面が多いんじゃないか、このように思います。

その冒頭にも1回目で申し上げましたように、最近ではいろんな新しい形の人権問題の課題点といったものはあるのではなからうか。先ほど言いましたように、最近ではネット社会であって、いろんなネットへの書き込み等々で、隣の国韓国等におきましては、ネット社会がいろいろと発達を日本以上しておりまして、芸能人等々の自殺等々もあるようでございまして、こういった事例といったものもあるわけでもございまして、今課長が言われる、自発的に委員の方々もいろいろと勉強をされている、これはおかしい、このような思いも私個人は持っておるわけでもございます。

ただ、この1万4,000人のいろんな統計の中で各委員の皆さん方の統計があるわけでもございますが、何分にも現在の民生児童委員と一緒になかなか手がない。また、いろんな専門的な知識がたくさん要するというようなことで、どうしても教師の退職をされ

た方、あるいは公務員の方々、あるいは地域でお世話をされていらっしゃる方々、こういった方がお役が回ってくる、こういったことも課題点であるというような報告書もあるわけでございます。そういったことも加味いたしまして、ぜひ新しい視点の、またいろんな角度から物事が判断できる、そしてこの課題点に向けて、また困窮者等々の救済に当たる、そういった配慮を持った人を選んでいただきたい、このような思いがしておるわけでございます。

ですから、今回上がっております三永恵子さんに対しましては異論はあるわけでないわけでございますが、ただ言いたいことは、もっと2万9,000の人口の中でいろんな多岐にわたって卓越をした皆さん方もいらっしゃるということも念頭に入れて人選に当たっていただきますようお願いをしたい。これに対しまして御答弁をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 人権擁護委員の推薦につき議会の同意を求める、意見を求めるということにつきましては、いろいろ御意見いただきました。

そういった中で我々としては、先ほど来申し上げましているように、人権擁護委員法の法の精神に基づいて適切な対応に努めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8

議長（脇本茂紀君） 日程第8、議案第30号竹原市監査委員の選任につき議会の同意を

求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 竹原市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、監査委員の選任に当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

本市の監査委員は2名をもって構成されておりますが、識見を有する者の中から選任いたしております坂本敏隆委員が平成23年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き選任いたしたいと考え、御提案するものであります。

坂本氏は、昭和36年広島銀行に入行され、呉東支店長、三川町支店長を歴任され、平成4年から広島第一信用組合へ出向され、以降、広島第一信用組合営業部長、常務理事を歴任し、平成13年に広島市信用組合との合併後、同組合竹原支店長に就任され平成16年6月に退職されました。

そのすぐれた財務管理及び経営管理に関する見識は、監査委員として適任であると考えております。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

日程第9

議長（脇本茂紀君） 日程第9、議案第31号市道路線の認定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 市道路線の認定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものであります。

今回認定する路線は、市道宮床2号線道路新設工事により整備する道路1路線であります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 3月議会のときには、予算のときに図面が小さくて錯誤したといひますか。基本的に、予算議会における資料では、私の錯覚だったんかもわかりませんよ、恐らくそうじゃないと思うんですよ。

それで、先般の委員会においてもいろいろ議論させていただいて、いずれにしても本会議場でということで議論を終結させたといひますか。基本的に、私は3月議会のときには、忠海西小学校があるんですよね。それで、今回新たに図面で示された道路の位置ですよ。その間に里道といひますか、がありますよね、今の忠海西から今の路線のところまでの間に。恐らくこのぐらいですかね。ね、ありますよね。それで、そうしますと、よくよくお考えいただきたいんですけど、確かにこれでしたら以前よりか改良されたことになるでしょう。恐らく、地域の住民の皆様方の悲願でもあると思われまます。

しかし、ここで終わっちゃうと投資対効果とか、その効果のところ、例えば救急車が入れない、消防車が入れない、その間かなりあるわけですから。ほで、その付近一帯が、あそこは極めて変則的なところで、護岸施設を実際問題として通行をさせておりますよね。あの楠のところからずらっと海岸施設といひますか、あって、それでかなり段差がありますよね。いわゆるおふろ屋さんところですからね。ほで、実際そここのところも段差があつ

て、狭い、普通車でぎりぎりですかね、が通るような段差がありますよ。これ市長もうな  
ずいておられるからよく御存じじゃろうと思うんですけどね。そうしますと、もうあそこ  
だけなんですよね。ほんなら、その間が、今申し上げた里道があるところ、生活道路とい  
いますか、これがあるところの間がかなりあるわけですよ。ほで、そうしますと、恐らく  
用地買収等もかなり出てくる話で、そうしますと、利便を受ける方々というのは極めて地  
域的に限定をされてくるんですよ。

ほで、そうしますと、私はやはりこれで3月議会のときに承認しとって今回けちつける  
ということじゃないんですよ。

ほで、今回のこの認定といいますか、これを否定をするわけにはいかんでしょうけれど  
も、いずれにしても今のこの認定をしようとする周辺の家屋の配置状況とかあるいは道路  
の状況、とりわけ護岸施設を使って通行をしとるような状況ですからね。ほで、恐らく護  
岸施設についても、今、以前とは違って、事務委託を受けとんかどうかわかりませんが、  
でも、以前であれば県との施設の管理協定を結べば道路として使えるわけですよ。そう  
しますと、護岸施設へ行くところの取り付けといいますか、ほんのわずかですけどね、そ  
このところの改良もできるでしょう。ほで、今のところをさらに延長していけば、あれは  
大砂川ですかね。忠海西小学校の正門のところのほうへ行きますよね。そうすると、かな  
りの範囲が利便を受けるといいますか。もちろん生活上の利便もありましょうし、またき  
のうも一昨日以来ずっと震災の問題でいろいろ話が出ました。先輩議員からおっしゃられ  
ると、火事が1番心配じゃないんかとかこういう心配されとるわけですね。そうしますと、  
今んとこじゃったらかなり困難な状況ですから、ぜひとも、ぜひとも、今の大砂川に至る  
まで、あそこの道路へ接続するというか、そこまでぜひとも次の引き続きの継続事業とい  
いますかね、そういう形でぜひとも取り組んでいただきたいと考えておるわけでありま  
す。この点につきまして御答弁いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（脇本茂紀君） 建設課長、答弁。

建設課長（大田哲也君） 失礼します。

本路線の計画につきましては、長年の地元の懸案事項であり、地元自治会から毎年要望  
がなされ、地元自治会や学校関係者などと協議し、このたび地域住民の総意により定めら  
れた路線でございます。我々といたしましても、今回の路線の一刻も早い完成を目指して  
事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ですから、今のがいけん言よんじゃないんですよ。じゃから、さらに事業効果を上げるためには、引き続いての継続事業として取り組む必要があるんじゃないかと、こう申し上げておるわけですね。今回のがだめじゃと言よんじゃないですよ。今回は認めざるを得んでしょう。しかし、さらに地域のいろんな状況を考えれば、継続して取り組んでいく必要がありますので、少なくとも忠海西小学校のところまでは路線をつなげんと効果とすれば乏しいんじゃないんですかと、そういうことを申し上げておるわけなんで。それを継続的に取り組んでいかれる意思があるかどうかを御答弁いただきたいと、こう問うとるわけなんで、よろしくをお願いします。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（柏本浩明君） まず、この路線の認定にかかわります市道宮床2号線というところでございますが、先ほども課長が申し上げましたように、まずは本路線の早期完成、これは一応計画では本年度より25年までということにいたしております。

また、先ほど議員さん申されました将来についての継続についての御質問でございますけれども、これは他の道路事業との関係もございますので、市全体の道路の緊急性等々、道路計画等々もあわせながら、今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） これ以上質疑を重ねても一步踏み込んだ御答弁というのはいただけそうにないですけども、私はどこまでの自治会とお話をなさったんかわかりませんが、本来ならば生活道路については、用地買収を含んだ新設改良を含んでですよ、土地の寄附がない限りしないと言ってきたのが今までの姿勢じゃったんですよ。私は、ですからここまで進んだことは、だれが考えたって生活道路じゃないですか。今までは用地買収してまでやりません、土地を寄附してくださいということで、特に東のあたりはそういう形で進めてきたわけですよ。それが、方針変換がされたということについては私はいいいことじゃと思っとなんですから、否定しとんじゃないんですよ。しかし、周囲の状況から考えれば、私はやはり忠西のところまで、あの狭いところを当然用地買収しなきゃなりませんよ。しかし、そこまでやらなければ、仏つくって魂入れずの道ですよ。市長さんもよく御存じじゃろうと思いますよ。我々も選挙で走ったりいろいろするから状況というのはよくわかるとるから申し上げとるわけです。私も知人、友人、先輩、いろいろおりますから、よくよく知っておるところですよ。ですから、今の形ならば、どっからどこまでかわかり

ませんが、道路ができるところとできんところの地獄的な対立を生みますよ、そうでしょう。

ですから、どこまでその計画を担保できるかどうかわかりませんよ。しかし、基本的な姿勢として、この路線に魂を入れるとすりゃあ、追加的かつ継続的な取り組みというのをしていかに得んじゃないですか。そうでしょう。そうせにゃあ、恐らく投資に見合うだけの利便性とか安全・安心は確保できんじゃないですか。そういうことで、最後の御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） この宮床2号線につきましては、忠海の地形を見ますと、185国道、そして呉線と、これが並行に走っておりまして、忠海町の海岸においては踏切を渡っての通行となっております。また、宮床に入るのは、右折をする非常に厳しいところで事故もあっております。そういった中で、ぜひともこのJR呉線をまたがなくてもいい道路がぜひ必要であるということをお私痛感しておりまして、この宮床2号線、これは第一歩であろうと思いますので、今後忠海の海岸地域において、この道路が利用しやすいような将来像をつくっていかねばいけないというふうに思って、この第一歩がこの宮床2号線ということの位置づけでよろしくお願ひいたしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 恐らく、7番議員がおっしゃったのも、今回は154メートル余りのメートル数である。そして、新年度予算において、説明は先ほどから再々に皆さん方が言われるように、緊急車両等々、あるいは特に印象に残っているのは、小学生等の朝晩の通行時にいろいろと支障を来す、安全確保のために、というような御説明で、3月議会は3、200万円の予算を議決させていただいたわけでございます。

しかし、今宮原議員がおっしゃっているのは、この図面を見ますと、素人で考えてみましてもスケールを当ててみましたら、あと約80メートルほどすれば効果が上がるわけなんです。それを、できるだけ財源の苦しい中でも、今市長が言われる第一歩とするのではなく、来年度でもこれをつけて早期に効率のいい道路にしたらどうだろうかという解釈はないかと思ひます。これは、御答弁はいいと思ひます。

私が違う視点から聞きたいのは、私の認識の中では市道といったものは竹原市には約300キロ余りある、こういう認識をしておるわけでございます。300キロというと、竹原から大阪まで。じゃあ、300キロのうち何路線あるのか、まずこれをお聞きしたい。

そして、最長のキロ数は何キロであるのか。そして、最短のキロ数は何キロであるのか。そして、1番狭い最少の幅員は何メートル、そして最大の幅員は何メートル、こういった基礎的なことを御答弁をまずいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 建設課長、答弁。

建設課長（大田哲也君） 先ほどの質問で、市道の延長ということで、市道延長につきましては、25万2,541メートルとなっております。路線の本数ですが、まず本数が783本、実延長といたしましては29万5,536メートルとなっております。幅員の最大、最少につきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせてませんので、申しわけございません。

（14番小坂智徳君「議事進行」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 課長のほうも今資料がないというようなこと、もちろん下水道課長から建設課長にかわられていろいろと苦慮されている、そういった思いがするわけです。

ただ、今議事進行でお願いしたいのは、こうした資料といったものは理事者側控室に課長補佐、係長、あるいはそういった専門の方が控えておるわけでございます。今日まで私も2年間議長をさせていただきまして、議長も一緒ですが、正副説明のときにはいろんな角度から聞かれても十分な真摯な対応を、スムーズな議会運営ができるような資料を求めていただきたい、こういったことを申しておったわけでございます。

そういった観点から、ぜひ議長におかれまして、各議員が質問をする。特に、今回私が聞きましたのは決して意地悪な質問ではないわけでございますが、基礎的なデータでございまして、強く議会運営において支障を来すことのないような資料を提出、あるいは答弁ができるようなそういった要望を、この場で結構でございます。おっしゃっていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

議長（脇本茂紀君） 再開します。

14番。

14番（小坂智徳君） 大変嫌なことを言って申しわけないと思うんです。

先ほどいろいろ緊急性とかいろんなことで市内の道路を維持管理、そういったことには努めていこうというような建設産業部長の御答弁がございました。

私ども、3月に各議員がいただいた資料によりまして今気がついたんですが、各町から修繕等々の要望件数、こういったものが資料をいただいております。先ほども言いましたように、市内300キロ余りあるすべての路線において、すべて限られた予算の中で道路維持等々は困難、こういったこともあるわけでございまして、この資料によりますと、旧竹原町内、要望は5件であった、件数的には11件、そして解決しているのは4件、未解決は4件。あるいは、下野町によったら13件ありますよ、そして件数的には24件。こういった資料をいただいて、私ども勉強をさせていただいた記憶はあるわけでございます。

しかし、これを見ますと、東野町には3つの要望があって84の件数があった。そして、解決済みが55件であった。しかし、未解決は21件であった。そして、仁賀町においては1件の要望があって、件数的には18件の件数であった。しかし、解決は全部済んでいる。こういった格差があるわけなんですよ。

じゃあ、いろんな見方からいたしまして、こういったこの修繕の要望件数、あるいは格差といったものはどのようにとらえたらいいのか。あるいは、各自治会の自治会長さん、こういったことが要望件数が少ない、あるいは緊急性が少なかったから後回しになった、こういったことにつきまして市民の方々はいろんな格差、不平不満、こういったものもお持ちではないか、このように思っておるわけでございますが、せっきくの機会でございますから御答弁がいただければ、こういったことにつきましての見解をどういった認識をすればいいのか御答弁をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（柏本浩明君） 先ほどの議員さんの道路、特に市道の補修、修繕等についての各自治会からの要望は受けております。その公平性といいますか、緊急性も考慮する中での実施をいたしておりますけれども、各自治会から要望があったことについては、各自治会と担当のほうで毎年いろいろ、ここはできるけどここはできますよとかという部分についての地元への理解については、していただく中で順次修繕しているというような状況でありますので、その点は御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 最後でありますから、理解ができたようなできないような、ただ

一般的には一般市民の方々といったものは、ああ、忠海、吉名、竹原、北部、こういったこと、そしてそれから細分化して、あそこは道路がよくなった、ここは余りよくなってない、こういった目に見える生活道路の格差といったものは、ぜひ公平感を持って執行に当たっていただきたい。

最後に、1点ほどお聞きしたいんですが、いろいろと権限移譲の関係で、県からの道路等々による移譲といったものがあると思います。今後、予測をされる県からの道路の移譲とかという目安、こういったものがございましたら、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） いわゆる道路法上の道路のことを今言われました。国道、県道、市道、これら3つが道路法上の道路として今維持管理をしているところであります。

そういった中で、先ほど来御質問ございました市道のことでございますが、一応道路台帳というのがございまして、その中で路線の本数としては783路線、そして実延長29万5,000、約300キロ程度でございます。これは、竹原市の場合、合併をいろいろ今日までしてまいりました。合併のたびに、それは元の村道あるいは町道を、そのまま市道に掲載したというような実態もございまして、道路の幅員については少ないもので、小さいものでいえば昔の赤線道というんですかね、1メートル程度の狭小な幅員も、実は市道認定の中にございます。

また、近年における整備をしたものについては、少なくとも市道というのは最低道路構造令に基づいた道路でございますので、4メートル以上はございます。

そういった一つの決まり、基準の中で整備をし、またそういった公共施設については河川等も含めて適正な維持管理をしているところでございますが、とりわけ今の言われました県の施設については、道路だけでなく、県道だけでなく、港湾あるいは河川、急傾斜、砂防等々についても、今地方分権の一括法に基づいたさまざまなやりとりの中で県から移譲を受けて適切に執行をしているということでございまして、新たなものということについては、新たに例えば県の道路が一部延長がふえるとか、また河川の構造物が新たにできるとか、そういった事例に基づいて拡充をされていくと。それは、予算の補助金についても同じように収入されるというようなことで、適正に維持管理も行っているところでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） この9148という宮床2号線でありますけども、先ほども少し触れられたようでありますが、確かに必要な道路ではあります。しかし、これをあと80メートル延長することが、忠海にとって、竹原市にとって、費用と効果を考えたときに2倍にも3倍にもなるというふうに私は考えております。

なぜならば、今この9148という道でとまってしまえば、宮床の方々に対しては利便性と安全性を確保できると思いますけども、これがあと80メートル延びるだけで、ましてやそこには家がない土地であります。これを真っすぐ延ばしていただければ、忠海西小学校にぶつかります。そうすれば、タクボ精機のここで従業員をされている方にも通勤の道にもなると。強いては、アヲハタの方もそうです。そして、忠海港にも、要は忠海はこの踏切が問題なんです。北部の方は余り経験がないと思いますけども、この沿岸部の呉線というのは、踏切が問題なんです。一度おりると当分上がることはありません。電車は見えないけども、踏切はずっとおりております。そして、危険なんです。国道、踏切、併設してあります。こういったものを解消していきたい、こういう思いから、皆さんがいろいろな声を出されて、やっとこういう初めての道路ができるということで皆さん喜んでおられるんですけども、せっきくの費用であります。効果を甚大なものにしたい。そのためには、あと80メートル。そして、忠海の小学校、中学校、3校には、よそと違ましてバスが入ることができないんです。道がないんです。そういったことも含めまして、ぜひこの真っすぐな道をつくっていただき、そして強いては忠海港までつないでいって利便性のあるものにしていく。これが大事だと思っております。

ですから、私個人的に考えておりますのは、こういうふうに将来的にはという言い方をされると、それはいつが将来かという皆さん不安を持っておられますので、こういったときには、1期の工事としてはここで、2期としては忠海西小学校までぶつけるんですよという青写真を見せていただかないと、せっきくの費用が無駄になってしまうのではないかという不安があるんです。予算を使うんですから、費用対効果を最大限に発揮できるような施策を考えられませんか。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 今の御提案いただいたわけですが、参考図をちょっと見て私のほうも説明させていただきたいのがですね。先ほど市長が申し上げましたのは、まずこの地域でどういったことが最も大きな課題なのかというようなことが20年ぐらい前からございました。それは、先ほど言いましたように、国道185号への宮床線の進入

路、ここにありますが、幹線道路。それが、交差点として大変危険性が高い。例えば、国道185から宮床へ入っていくのに右折するためには、一たん左側へ待避をして車の安全、走行を十分確認して右折しなければならない。そしてまた、そこにおりても、すごく曲がり急なために見通しが悪い。そして、そこにはさらに踏切がありますよね。そして、道路の幅員は余り広くない。ということは、車と歩行者が同時にそこを走行する場合、大変危険性が高い。ましてや、最近はモータリゼーションのやっばり波が高くなっているようなことから車の量もふえています。

そういったことで、今回は地域の方々の強い要望は、まずその交差点部分は何とかならんのかというところから始まりまして、いろいろ国交省、あるいはJRとも協議をいたしました。なかなかいい知恵が出てこなかった。そして、そういうことを踏まえて、じゃあ大きく道路をバイパス化してみようと。これが国のほう、あるいはJRのほうと協議して、可能であればこの方法もどうだろうかといった提案もいたしました。

そして、今大川議員言われたように、一つの地域のまちづくりを進めるということは、もっと大きく地図を空の上から眺めて、この忠海のこの地域は全般的にはこういう、総合的にはこういった将来計画を行うべきであるというようなことも、これは当然今市長が言われましたのはそういうことを言うたわけですね。総合的なそういう計画の中で、今たちまちここを、地元の地域の住民の皆さんが何とか一刻も早くこれを整備してほしいという強い願い、要望、これにはまずこたえたい。

そして、それ以降について何もしないかということはどうではない。まずは、全般的なそういった忠海地域のまちづくりという観点での総合的な社会基盤整備というものは絵をかいていきたいということで御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 将来を含めて青写真をつくっていくということは大事だと思うんです、町をつくっていくわけですから。道路1本つくるのが目的ではありません。どういった町にするかということをおみんなで考える。

ただ、このときに、今の市道のところでとまれば、宮床から出るあの危ない道は解消できます。しかし、あと80メートル、これ家も何もないんですよ。畑の中を道が真っすぐ忠海西小学校まで行っていただければ、これはもう一つ忠海西小学校の通学路となっているタクボさんところから踏切を渡って国道に出るところ、あそこが一番危ないところなんです。小学生も何人もけがをしたりあそこでバイクの事故で亡くなった方もおられます。昔

からあそこは危ないとこなんです。そういうところを回避できるじゃないですか。

ですから、同じ道をつくるのであれば、あと80メートル。それも、だれかに家をのけとかそういったことはないんです。何も家ないじゃないですか。この真っすぐを道にしていれば、この次の子供、そしてもう一つ言えば港まで行く道が想像できるというところまで考えていかないと。

そして、我々が危惧しているのは、大変ありがたいんですけども、例えば新庄のある道とかいろんなところを見たときに、途中でとまっている道があるんです。何でここでとまっているんですか。それはいろんな理由があるんだと思いますけども、やはりまず青写真をましてここまで行くんですよというものをを見せてもらったときに、それは経費のことも予算のこともあって、いろんな土地買収のこともあるんかもしれないんですけども、皆さんが理解できる道のとまり方と、なぜここでとまっているのかわからないけども忘れたんでしょうねというとまり方とあります。だから、その説明をできる、将来は忠海はこういう町にするんですということを言えるような道をつくっていかないといけないと思うんです。

ですから、私は表現の仕方として、市長は将来考えますと言っていました。それは大変ありがたいんですけども、表現の仕方として、1期工事、2期工事という名称をつけていただければ、皆さんの期待、希望、そういうものが期待をされるとしんどいところもありますが、希望というものに対して有効ではないか。そして、それは協働のまちづくりに対しても、皆さんに協力していただいてやってるわけですから、今から竹原市、市長はこういう考え方でやりますから皆さんも御協力をお願いしますということが言いやすくなるんじゃないですか。協力ばっかしを仰ぐのではなくて、我々もできるところはやります。いろんな、皆さんそれはそんなに裕福な町ではないということはわかっておりますから、そんな無理言いません。しかし、そういうやるつもりはあるんだということをぜひ表現していただきたいということをお願いして終わります。

答弁はできますでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 大川議員の御提案といえますか、御要望についてでございますが、市といたしましては、まずは早急に青写真を描いて、そしてそれを議員の皆さん、あるいは地域の地元に対して早く御提示できるように、まずは青写真を早急に描いてみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 了解しました。そのできるところから早くやろうというスピード感ということに対しては、私も大賛成です。我々忠海の間人は、早い将来にこの道が続いていくんであろうという希望を持って待っております。よろしく願います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

---

#### 日程第10

議長（脇本茂紀君） 日程第10、議案第32号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 竹原市税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、まず、市民税につきまして、東日本大震災により受け

た損失の金額については、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以降の年度分の控除の特例を適用することができることとするとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅について、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとするものであります。

次に、固定資産税につきまして、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地に係る固定資産税の特例措置を受けるための申告に係る規定を整備するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11

議長（脇本茂紀君） 日程第11、議案第33号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、一定の非常勤職員に

ついて育児休業をすることができることとされたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、育児休業ができない非常勤職員として、介護休暇等の承認を受けた職員の代替として採用された職員などを加えるとともに、非常勤職員の育児休業の期間について、原則として子が1歳に達する日までとするなど、非常勤職員の育児休業及び部分休業について必要な規定を整備するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） この件に関しましても、総務文教委員会傍聴させていただきまして、何点かにわたってそれを疑問に感じたというか、少し説明が足りないのではないかなと、こういうふうな思いがいたしておるわけであります。

1つは、この育休が権利という御説明をされておりましたけれども、私ども議会がこの条例案を決定をすることによって権利を付与すると、こういうことになるかと思うんですね。そのことについて間違いがあるかどうか、間違いがないかどうか確認をしていただくということと、同時にやはり格差社会ということがそれぞれ市民の皆さんの間にもいろんな実感として感じられるような、ある意味で言えば世知辛いというか厳しい社会になってきたわけであります。

ほで、恐らく国が被用者といいますか労働者といいますか、さまざまな形の権利を付与してきておるわけでありますけれども、育休については民間においてもなかなかこれが浸透しないという実態の中で、この育休に関する条例案、条例についても、ああやっぱり公務員はいいなど。どこまでいっても官優先かなと。官民の格差がまた広がるなど。こういう形で抵抗感といいますか、市民の意識の間にですよ、生まれてくる可能性も極めて強いんじゃないかと思うんですよね。

そうしますと、やはり午前中も申し上げましたけれども、テレビをごらんになっておられる市民の方がおられるわけですね。そうしますと、我々はもちろんその市民の代表として付託を受けてこうやって質疑をさせていただいてるわけでありますけれども、市長も当然市民の代表であります。そうしますと、やはり恐らくこのテレビ中継を見ておられる市民の方が、この育児休業等に関する条例が、なるほどそういう意味を持って竹原市民の福利厚生につながるというか幸福感につながっていくというか、そういう説明能力といいま

すか説明力といたしますか、これが今求められとるんだらうと思うんですよ。どうも総務文教委員会で私傍聴させていただいた限りでは、今日段階難しいのかなと。また、我々がそれを一切の審議なしに、またそうした説明を求めることなしに、ある意味しゃんしゃんで追認をするということが今日における官民格差が歴然と存在している中で果たして許されるだらうかということなんですな。

そうしますと、市民の皆さんが納得をしていただけるような論理的な説明というのがなされなきゃならんと思うわけですね。私自身は日本の場合、残念ながら一つの権利であるとか、とりわけこれを権利ととらえるかどうかということについても私は疑問を持つとるんですな、実は。あの観光立国推進基本法、国のね、においてもそうですよ。ほで、広島県観光立県推進基本条例においてもそうなんですな。かつてこの地球上の人類が経験したことのない少子化社会に入ってしまったんですな、日本が。その中で、どうぞ民のほうから、民間のほうから少子化対策としての育児休業とかそうした制度をやってくれということになってくると、民のほうからすれば、まず官のほうが先にやってからこいと、こういうことになりますな、恐らくね。

ですから、そうした今日における市民の意識というものを十二分に配慮しながら提案理由というものがされないと、せっかく少子化対策という政策目的を持って立法された法律が、逆に市民の間に官民格差の拡大として映るならば、私はこれほど不幸なことはないと思うわけですよ。ここは、やはり提案をされた理事者側といたしますか市長といたしますか、市民に直接この制度が受け入れていただけるような提案を、提案といたしますか説明を、ぜひとも論理的に展開をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今議員さんのほうから御提言をいただきました。

まず、最初、本条例案でございますが、議員さんおっしゃられますように、当然に今定例会におきまして御決定をしていただいた後にこれは施行をするというものでございます。

それから、この育児休業法の説明といたしますか、どういったことでこういったこの育児休業に関する条例改正をするのかという説明でございますけども、そもそも国のほうにおきましては育児をしながら働く人が仕事と生活をできるようにと、議員さんのほうからも

子育て支援というなお話がありました。そういった子育て支援、子育てする世代を支援するということからこの法律ができたものというふうに理解をしております。全国的なことではございますけども、実際に働く女性の方の約6割が、第1子を出産された後に仕事をやめられているというような現状もあるということでございます、子供を産んでも仕事を続けることができるというようなことは、そういった環境を整えるということは必要なことだというふうに考えております。

そういったことから、職員の育児休業に関することにつきましてもそういう環境を整えていく必要があるというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 先ほどの地方税法の改正のところでもちょっと触れさせていただこうかなという思いはあったんですけど、例えばその竹原市税条例の改正は、やはり地方税法が改正された以上、もうその該当者がおろうがおるまいが一律的にその地方税法の改正を受けて、もっと言えば改正された地方税法の命令を受けて、これはもう実務上事務的に条例を制定せんとしょうがない話ですよ。幾ら自治条例権があるからといって、地方税法の改正を無視して竹原市税条例を改正しますというようなことはできませんよね。これはできませんよね。

それで、そのことも確認をしていただきたいということと、もう一つは、恐らくこの育児に関する条例というのは、私は基本的にそうしたものと考えなきゃいけないか、あるいは国の政策動向等を見ながら、竹原市としても今日段階における少子化対策、そしてその少子化対策も、これは女性も男性も関係ない話ですよ。共同責任としてやるということでしょう。そうした、子育て、子を産み育てていく、その社会の共通認識を、ある意味で言やあ変えていくということですよ。変えていく、制度によってね。

ほで、私もかつて申し上げましたように、我が国社会における法律というのは、文字をそのまま読み込んでいけば、ある意味完璧な理想社会のような形になつてくるんですよ、文言上もね。いろいろ問題があるとは言いながらですよ、全体としてみれば。しかし、現実には、その法律なり法律によって創設された制度と現実の社会との間に大きな乖離があることが大きな問題なんですよ。

かつて、この議場においても申し述べましたように、我が国における民法の大家と言われていた川島武宜先生は、「日本人の法意識」の中で実際に書かれておる法律と実際の社

会というのは大きな乖離があるねと、こういうことを指摘をされておられて、この議場でも紹介をさせていただいたことがあります。それで、恐らくこの育休に関する問題も、この法律なりこの条例案が目指すところと市民との間にはかなり大きな乖離があると思うんですよ、意識の落差といいますかね、温度差といいますかね。だとするならば、ある意味官が先行をして少子化対策、これを先行しながら竹原社会へ定着させるんだという私はその使命があるだろうと思うんですね、恐らく。そうせんと、官だけがなって民のほうの手つかずのまま放置されているという状況になれば、これは官民格差の拡大になってくるわけですからね。

そうしますと、これは市長さんの答弁になるか副市長になるか、あるいは民生部長のほうの答弁になるかわかりませんが、やはり私は必要だと思うんですよ、この制度は。そして、同時に官というこの竹原市の役所組織の中でも十二分に、男性に限らず女性に限らず子育てをともにしていくという、ある意味で言やあ意識改革ですよ、意識革命といってもいいかもわからん。それをすることによって、同時にやはりそうだなというふうに竹原市民が受け入れていただけるだけの働きかけというのもしていかなと。市民との関係を抜きにして竹原市職員の育休に関する権利だけを認めれば、これは間違いなく官民格差の拡大になるわけですから、そこを官民格差を拡大させんための市民の意識革命といいますか、意識改革といいますか。これを求める責務というのが竹原市行政には私はあると思うんですよ。そうせんと、我々が決定をして、市会議員は何をしょんならと、官民格差つくるばっかしかと、こういうふうに言われたんじゃあ私どもも立場がないわけですね。我々は市民に支えられて議席をいただいとるわけですから。

ですから、そこのところへ、市民に受け入れていただけるような取り組みをどういうふうにしていくんかということについてちょっとお尋ねしてみたいと思いますんで、御答弁のほうをよろしく願いいたしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 失礼いたします。

地方税法の改正を受けて税条例の改正がなされるものではないかという議員の御指摘でございます。

我々といたしましても同様であると理解しているところでございます。

失礼いたします。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） この育児休業制度につきましては、議員るる御説明のとおり、我が国が直面している急速な少子化に対応するために、家族を構成する男女がともに家庭生活において責任を担いつつ仕事と生活の調和を図り得るような勤務関係を整備するというようなことが重要な課題という中で法制度化され、今まで民間を含め日本国内において取り組まれているというところでございます。

このたびの改正規定につきましては、国家公務員の育児休業に関する法律というものが大前提でございまして、これを受けてその法律の中に地方公務員においても同様の措置を講じるというようなことから、各全国地方団体においてこの全体的な育児休業に関するその精神のもとに、さらにその制度の拡充を図るという背景をもって改正等取り組みがあるという認識をしております。

いずれにいたしましても、官民間問わず育児休業法が成立をした趣旨に基づいて、これらについては今後においても取り組まれるべきというふうに認識をしております。制度化の拡充については、行政現場においてさらにこの育児休業制度のいわゆる一般職員を含め非常勤職員においてもこのような拡充の措置が図られるよう今後においても取り組まれるべきと考えますし、民間現場においてはこの法律の趣旨に基づいて、いろんな議論がある中でこの少子化対策に向けたこれらの制度の拡充といいますか運用が図られるように、今後行政としても啓発等については努めなければならないというふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 例えば年休がありますよね。これ官民間問わず保障されておりますよ。例えば竹原市の職員であれば、時間給も認められておりますよね。ところが、ほとんどの、すべてとは言いませんよ、例えば私の家内も20年余り民間で勤めましたけど、時間給というのはないんですね。例えば、どうしてもしょうがないということで1時間ほど休みとります。もう1日のなんですよ。1日単位なんです。そういうふうに差があるわけですよ。そうでしょう。

それで、大概の国会で制定された法律というのは、地方自治体のことも考えてそういうふうなしてくれという文言が入るとるんですね。例えば農業食料基本法ですかね。これについてもやっぱり書いておりますよ。じゃあ、それに基づいて竹原市の計画つくりましたか。つくってないでしょう。そうでしょう。あらゆる法律が、国に倣ってこういうふうに地方公共団体の役割は、もっと言えば責務がありますよというんはね。観光立国推進基

本法だって書いておりますよ。じゃあしましたかというとしてないわけでしょう。そうでしょう。

ほで、現実には、恐らくほとんど、例えば大手企業は当然ほぼ似たような状況でしょう。それも時間給があるんかどうかわかりませんよ、私はね。少なくとも、市内この近辺における中小零細といたしますか、いったところで、年休だってろくにとれんですよ。私の家内が勤めておったところなんかは年休とるとそれでボーナスが減額になるんじゃないから。そうですよ。年休ひとつとっても……

(「早う質問せえ。演説ばあしやあがって」と呼ぶ者あり)

どういふことですかそりゃあ。そうでしょう。じゃから、どうしたって市民との意識との関係というものにしていかんと制度が定着せんのですよ。そこをどう考えるんかということをお聞きしとるわけでしょう。それを単なる啓発の問題でいかれるんか、そうせんと完全に浮き上がります。見ようてください、まだまだ官民格差拡大しますから。だから、そこのところの具体的な取り組みをどう考えるんかということをお聞きしとるわけでしょう。答弁できんというならそれは答弁できんでもええですよ。しかし、間違いなく官民格差は広がる。この事実だけは残りますよ。これは指摘しておきますよ。

以上です。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 1 2

議長（脇本茂紀君） 日程第 1 2、議案第 3 4 号アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正す

る条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） アヲハタ奨学金基金条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、アヲハタ株式会社から、アヲハタ奨学金基金として貴重な浄財の寄附をいただきましたので、アヲハタ奨学金基金条例に定める基金の額を改めようとするものであります。

改正の内容につきましては、基金の額を現行の1億3,181万円から1億6,976万円に改めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 一、二点、お聞きしたいんですが、今日までアヲハタさんによりまして多額の御寄附をいただいております。そういった観点から、多くの利用をさせていただいて感謝の念、こういったものを持っていらっしゃる御家庭、こういった方があろうと思います。

以前から担当委員会等々でいろいろと要望、指摘をしておりました。それはどのようなことかと申しますと、そういった方々が年に1回、感謝のしるし、そういったもので集いといったものを開催をして、アヲハタさん等々と現況等々の報告、こういったものも持つべきではなかろうか、このような要望をしておったわけでございます。

そういった観点から、担当課におかれましては、今日まで何名の方がこのアヲハタ奨学金を活用されているのか。そして、要望あるいは指摘をいたしました先ほどのそういったアヲハタさんに対する敬意の念、こういった行事等はどういった開催をされているのか。この点につきまして御答弁をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 失礼いたします。

アヲハタ株式会社様のほうからこの基金をいただきまして、平成13年から運用させていただいております。これまで22名の学生が給与を受けてまいりまして、そのうち7名

が現在も給付を受けておるところでございます。その中で、これまで辞退をされた方が2名ということでございますので、現状としましては全体で20名の方が給付を受けているという状況でございます。

また、御指摘いただきましたように、大変ありがたいこの給付制度の奨学金でございます。学生のほうからこれを活用しまして、どのような学業の状況であるかでありますとか卒業後こういったところへ就職しましたといったような礼状等、そういったものはアヲハタのほうへ送られているということで、また会社のほうからこのようなお手紙をいただいたというようなことも教育委員会のほうに御報告をいただいております。

また、昨年度初めて、8月の夏休み中ではございましたけれども、現在給与を受けております学生のうち4名ほど、交流会という形で会を持ちまして、アヲハタの工場のほうへ参りまして、社長または関係者の方と一緒に会食をしたり工場見学をさせていただいたり懇談をさせていただくような会を持たせていただきました。学生たちも、こういった会社で働かれている人たちの御努力の一端が自分たちの学業に生かされるということで、大変感謝を申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13

議長（脇本茂紀君） 日程第13、議案第35号平成22年度竹原市東野財産区歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 平成22年度の竹原市東野財産区歳入歳出決算につきましては、平成22年9月末での東野財産区の解散に伴い、地方自治法施行令第5条第2項の規定に基づき、本市において平成22年4月1日から同年9月30日までを期間とする打ち切り決算を行い監査委員の審査に付したところ、平成23年4月22日付で審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

歳入につきましては、財産収入3万3,274円、東野財産区の解散による精算手続に伴う繰入金885万9,025円、繰越金40万7,972円、諸収入65円をそれぞれ計上し、総額は930万336円であります。

歳出につきましては、議会費7万4,500円、総務費4万6,200円、東野財産区の解散による精算手続に伴う寄附金917万9,636円をそれぞれ計上し、総額は930万336円であります。

以上により、歳入、歳出同額の決算となります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、御認定のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

---

日程第14

議長（脇本茂紀君） 日程第14、議案第36号平成23年度竹原市一般会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長(脇本茂紀君) 市長から提案理由の説明を求めます。

市長(小坂政司君) 平成23年度竹原市一般会計補正予算(第1号)について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。民生費においては、思いやり駐車場整備に要する経費として公共施設の駐車場に係る修繕料など467万円、放課後児童クラブに要する経費として荘野放課後児童クラブ施設に係る修繕料100万円、合わせて567万円を追加計上しております。

衛生費においては、健康診査に要する経費として肝炎ウイルス検診及び大腸がん検診に係る委託料など1,133万6,000円を追加計上しております。

労働費においては、緊急雇用対策基金事業に要する経費として都市公園における安全美化事業委託料1,754万6,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、水産業振興に要する経費として広島県栽培漁業協会に対する補助金4億8,128万円を追加計上しております。

教育費においては、心の元気を育てる地域支援事業に要する経費として消耗品費63万7,000円、小・中・高等学校道徳教育実践研究事業に要する経費として講師謝礼など22万円、合わせて85万7,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳入に係る特定財源として国庫支出金248万6,000円、県支出金5億1,020万6,000円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金399万7,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ5億1,668万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ128億223万円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長(脇本茂紀君) これより質疑に入ります。

11番。

11番(松本 進君) それでは、この補正予算で2点ほど質問をしてみたいというふうにあります。

1点目は、広島県の県費補助の栽培漁業センター施設整備事業ですけれども、事前説明でちょっと宿題といたしますか保留しておりましたので、この事業について公共事業を竹原市が発注する、それに伴って竹原市内への経済効果といたしますか、雇用の問題がどういった状況が効果が期待されるのかとか、今度はその施設を整備した後に運用するに当たっての雇用ですよね。これが、とりわけ地元採用等の期待が今ありますから、市としてはこういった把握をされている、これだけ雇用が期待できるということについてお聞きしておきたいと思います。

それから2点目は、これも衛生管理の問題で、肝炎ウイルスの検査があります。これもちょっと保留になっておりましたけれども、こういった肝炎ウイルスの検査をして、それで病気保有といたしますか、そういった結果が判明した場合の後の治療なりこの支援策といたしますか、健康を維持する上での支援策ってというのはどういう関連になるのかなど。いろいろ裁判の中で和解というようなことも今ありますけれども、こういった肝炎ウイルスの検査をして病気なりそういった状況が把握された場合の今後の後の治療ですね。市としてはこういったサポートをされるのかなということをお聞きしておきたい。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） それでは、1点目の栽培漁業協会への補助金の事業内容ということでの御質問でございますけれども、まず今回のこの補正に上程させていただいております事業につきましては、赤潮対策施設整備事業ということで、事業の実施主体は広島県の栽培漁業協会でございます。

それで、事業の実施場所が本市の高崎町でございます広島県が昭和57年に開設をしております栽培漁業センターで実施をするという事業になっております。この栽培漁業協会につきましては、その栽培漁業センターの指定管理者であるということで、今回の事業に関しましてはもともと広島県のほうが水産振興ということで事業計画をしておったところ、国の事業仕分け等によりまして補助メニューが変わったというような中で、最終的には先ほど申しました赤潮対策施設整備事業というメニューを活用した中での事業実施をするということで、まずは本県にとって県のブランドでありますかき小町という3倍体のカキのいわゆる種苗、卵を生産をしてカキ殻に付着をさせて一定に出荷できるサイズまで生育するという施設の新増設の事業でございます。

したがって、カキ養殖業者等に対する今後の付加価値を高めるメリットがまずあるという中で、本市にとってのメリットということでは、基本的にはこの事業をその事業の

実施主体であります栽培漁業協会のほうが一般競争入札で行われるという予定を聞いておりますので、こうした場合に建屋であるとか水槽であるとか施設、そういったものの事業を個別に発注をした場合には、受け入れ可能な業者であれば市内の業者も管内といいますか、市内の業者も参入できるようになるのではないかとというメリットもあり、我々としても可能な限りこういう分割発注というようなことで実施をしてもらおうというようなことで、市内業者が参入しやすくなるように要請をしていきたいというふうに考えております。

それから、雇用につきましては、今現在県の栽培漁業協会、こちらについても予算的な取り組みがございますので、我々が今現在確認しておる状況では新たな雇用もあるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 肝炎ウイルスに感染した場合のその後の国等の措置についてどうかというふうなお尋ねでございました。

国におかれましては、このB型肝炎及びC型肝炎に係る対策としまして、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施されており、そうした中で都道府県ごとに肝疾患診療拠点病院というものを整備して、そうしたその拠点病院を中心として治療に専念するような方向になっております。

また、広島県のほうでは、肝炎の根治療法として急速に進展しているインターフェロン療法につきまして、これらの療法、治療費等は高額ということもございまして、これの治療費の一部を助成したいというふうな形で、ウイルス性肝炎治療費助成制度というものを実施されており、入院、通院等の医療費を助成というふうな対応をされておられます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 今の一つの肝炎ウイルスの検診にかかわってですけれども、私がちょっと思ったのは、こういったB型、C型肝炎等の原因といいますか、これが過去の集団予防接種等の主な原因だということで、いろいろ今回検査をしてそういった病気が発見された場合、そういったそれに類する症状が把握された場合はぴちっとやっぱり健康管理というんですかね。国なりその市が責任を持ってやっぱりサポートしなくてはいけないなというふうにちょっと思ったもんですから。ただ、こういった発見されて、だからこの市

として、後はその発見者に対する支援といいますか、医療費を含めたいろんな相談業務を含めた支援はきっちりやっていくというふうに理解していいのかどうかを確認をしておきたいと。

それから、栽培漁業センターにかかわる説明がありましたけれども、どうも今ちょっとわからないのは、県の仕事だったから何らかの事情で赤潮対策ということで市のほうの予算措置に変更されたということで、何か竹原市としてのその事業をやる主体性というものが全く見られないなと思うわけですね。ですから、事前の説明会の際にもぴちっと本会議までに雇用の問題、とりわけこういった大きな4億8,000万円を超える事業ですからね。これはやっぱりチャンスととらえて公共事業の発注も、さっき言ったら指定管理者である栽培漁業協会が発注するというような状況で、市がどれだけ勧誘して竹原市内の仕事をふやすかと、そういった取り組みが何か弱過ぎるなというふうにちょっと思うんですね。

あと、もちろん雇用なんかも新たな雇用が期待されるということだけの答弁ですよ。ですから、これだけ大きな4億8,000万円の事業で、これ竹原市で議決するわけですからね。それだけの我々の役割、責任があるし、きちっとこういった事業、事業そのものは私も反対ではありませんけれども、せつかくこれだけ大きな事業で竹原市が主導をして市内の公共事業の発注にもつながる、それに伴って雇用もふえる、後の施設整備以後の管理運営についても、これだけ雇用が期待できるということは、きちっと説明責任を果たすべきじゃないんでしょうかね。事前説明の際にも私もそこがなかったから、あえてきょうの本会議までに準備してくれと注文つけておったんだけど、全然変わらんじゃないですかそりゃあ。それはどういうことなんですか。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 栽培漁業協会の施設整備事業にかかわっての御質問でございますけども、繰り返しになりますけども、あくまでも今回のこの事業につきましては補助金を支給する事業でございます、事業実施主体につきましては広島県の栽培漁業協会ということで、これは事業を実施するそういう事業者が所在する市町村を經由した補助申請をするという一連の事務の中で、我々の役目としてはいわゆるその補助申請を經由するという役目が1点ございます。

それから、今議員が御指摘の部分につきましては、市内に対する経済の波及効果という御質問になろうかと思っておりますけども、その辺については先ほども御答弁しましたように、

一定には基本的には一般競争入札で事業を実施されるというふうにお聞きしておりますので、その辺の市内業者が参入しやすくなるように我々としては事業主体に要請をしていくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 議員さんお尋ねの、これが検査の結果、陽性等の結果が出た方につきましては、個別に先ほど言いました拠点病院等の紹介なり、そうした情報提供を進めるとともに、受診治療等を積極的に勧奨していきたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 最後の質問でしようけれども、栽培漁業センターの件については、事業内容そのものを私は反対とは思いませんけれども、今の説明である限りは何かただ事務手続をやっているだけなんよというような感じで、せっかく4億8,000万円の事業の、きちっと、特に今市内の事業者の仕事、景気対策ということにつなげるというぐらいの意欲があるんじゃないんですかね。

ちょっと一言、私が納得できないのは、こういう事務責任者の副市長にぜひ御答弁いただければと思うんですが、システム的には確かにそうかもしれません。ただ、県費の補助で事務手続だけやるんよというようなその今の説明なんですよね。しかし、事業内容はいい方向なんだから、市内の事業者の景気対策、いかに仕事をふやすことにつながるんかということは、事務手続はそれで議会でやって終わるよというような説明だけでは生かされないと思うんですね、この事業が。

ですから、そういう面では、さっき言った具体的にこっちとあっちで介入できるというんですか、どういう介入というんか、せっかくこういう予算の4億8,000万円の議決をして地元の仕事がどうやったらふえる、入札の機会が与えられるんかとか、具体的にそこでの雇用の問題とか、できた後の管理運営の地元採用というんか、ここは高崎の地元ですから、いかに県の施設であつてももうちょっと強力に働きかけて対応策ができるんじゃないかなと。それをぜひやってもらいたいなという面でちょっと副市長の見解を求めておきたい。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 広島県の栽培漁業協会、これは社団法人ということで事業主体と

なっております。それに対して県、市、国のほうで補助をするということで、事業内容については理解をいただいているということで認識をしておりますので、その点は御答弁は控えさせていただきます。

それで、これからの経済効果を問われています。もちろん、国の事業であろうと県の事業であろうと、竹原市で行われる工事でございます。これから、この事業のスケジュール感としては、7月の後半に入札を行うということを伺っておりますので、それまでの間で竹原市の事業主体あるいは広島県の農林関係の関係者あたりと、そういった雇用を含めた竹原市への経済波及効果等についても十分に効果が出るように、我々のほうからも強く要望をしております。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 私も11番議員と同じようなところで雇用という意味で、農林水産費のこのたびの4億8,000万円に関して質問をさせていただこうと思っておりました。同じような質問になりますので、ほかのところを質問させていただきたいと思いません。

補正の中で5億1,000万円ということは、非常に補正では多額な金額になるということでもあります。11番議員のおっしゃったように、農林水産に対するカキの3倍体に対する一人でも多くの雇用が生まれるように、そして職員の説明においては、平成29年に今の殻つきのカキの2倍ぐらいの量がふえるのではないかというような期待を持たれたような発言がございました。こういうことを聞きますと、当然竹原市でも雇用が生まれてくるのではないかと、また販売ということも考えられるのではないかっていうふうに思いますので、4億8,000万円というお金を使っての事業でもございます。しっかりと、竹原市の中でどのように受けとめられるのかということ再度お願いしたいと思います。

そしてもう一点、労働費のところでお伺いしたいんですけれども、緊急雇用対策基金とこの事業に要する経費の補正になっております。都市公園の安全、美化事業の委託料ということの説明を聞いております。角度を変えますと一体どういうことに使われるのかなということと、ここに雇用が何名ほど生まれるのかなということ、市民の皆様にとっては非常に興味があると思います、このことをまず1点。雇用という緊急雇用対策ですので、何名ぐらいの雇用が見込まれるのか。そして、期間的にはどれぐらいの期間が雇用が見込まれるのか、この1点をまずお伺いしたいと思います。

それと、衛生費のほうなんですけれども、肝炎ウイルスの検診委託料と大腸がんの検診

委託料ということでございます。

竹原市のがん対策に対する本市の考え方をお聞きしたいと思います。女性も女性のがん検診も進んでおります。これと同じくして、5歳刻みということになった理由をお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼します。

1点目の広島県の栽培漁業協会の事業について、改めて4億8,000万円の事業の、まず内訳を御説明させていただきます。

まず、いわゆるカキの卵、稚貝の養成育成施設、こちらの新設で7,800万円、施設整備事業でございます。採苗施設、これは卵を貝殻に付着をさせる行程、それを採苗施設ということで2億9,600万円。それから、最終的にその稚貝を一定程度の大きさまで育成してカキの養殖業者に出荷をするという作業、これを種苗生産施設、これは増設でございますけれども1億500万円ということで、合計で4億8,000万円の補助金ということになります。

それから、この4億8,000万円の将来的な計画ということで、一定には5カ年の収支計画をこれから栽培漁業協会のほうで立てられまして、5年後にその一定目標の枚数、例えば整備前が種苗生産枚数が72万枚を5年後に倍の150万枚にするというようなことで計画を立てられておるところでございます。一定にはこれまでも県内県外を問わずこちらの栽培漁業センター、また音戸でございます広島県の水産海洋技術センター、こちらの2カ所でこういった行程を行っておったわけですが、高崎町の栽培漁業センターで今までの稚貝から種苗生産までの一連の行程をこの高崎町でできるようになるという施設整備が4億8,000万円ということでございまして、直接的にこの施設を整備したから竹原市に即経済効果があるかということではなくて、今後の広島県内のカキ業者の、例えばそういう提供できる種苗の増産であるとか、現在北陸や東北地方へもこの種苗が出荷をされておるわけですが、そういった増産体制を整備するという施設でございますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、失礼いたします。

まず、労働費の緊急雇用対策基金事業について、3点ほど御質問がありました。

まず、1点目のどういった事業内容なのかということですが、今回利用いたします広島県の緊急雇用対策事業は、雇用情勢が厳しい状況にある中、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年者等、失業者の方の生活の安定性を図るために、本基金を活用いたしまして一時的なつなぎの雇用機会を創出するという事業でございます。

そういったことで、内容といたしましては、この事業は平成20年から23年までの期間で今年度が最終年度に当たるわけですが、このたび予定しているのが総合公園、的場公園とバンブー・ジョイ・ハイランドにつきましては非常に自然林がまだ多く点在しているということで、それらの樹木を間伐とか伐採をして、あと散策路等、公園区域内が薄暗い箇所等もございます。それから、展望台からの眺望ということで、景観上の阻害されているエリア等々もございますので、そういったことの下刈り、間伐等を行って雇用の創出を図っていこうという事業でございます。

それから、2点目の雇用の人数でございますが、一応1,064名ほどを雇用予定いたしております。こちらにつきましては、一応ハローワークのほうへ委託業者のほうで募集をかけるというような状況でございます。それから、期間といたしましては約6カ月間を予定しておりますので、以上でございますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） がんに対する竹原市の対応はどうかというふうなことに關する御説明をさせていただきます。

がんにつきましては、全国の部位別死亡率等を見ますと、例えば1位に肺がん、2位に胃がん、そして3位に大腸がんと、また広島県内で見ますと、男女ともに2位が大腸がんとかというふうな罹患状況でございます。

がんにつきましては、早期発見、早期治療を行うことが大変重要というふうにご考えておりまして、竹原市もこれの検診等につきましては積極的に検診等を進めていくことは大切であるというふうにご考えております。

こうした中で、今回大腸がんと肝炎ウイルスの検診ということにつきましては、それぞれ国、県の補助制度がございまして、大腸がんでいきますと40歳から60歳の5歳刻みの男女、また肝炎ウイルスにつきましては40歳から70歳までの5歳刻みの男女ということで、それぞれ無料で対象者には通知をさせていただきます、積極的な受診を進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

先ほど、人役のところでちょっと補足をさせていただきます。

雇用といたしましては、7名を152日で1,064人役ということでございますので、ちょっと補足説明させていただきます。雇用といたしましては7名でございます。失礼いたしました。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） その美化事業なんですけれども、バンブーということで場所も言われておりました。いろんな観光客が、実は観光客とか広島空港を使われたりする方が、道路、広島空港からおりてきて大変雑草が目立つということをよく聞いております。そういったところ、目立つところをまず整備していただければなという御意見も、市民の皆様多数でございます。街路樹が竹であるけれども、竹の枯れ葉を整備するのに本当に大変なんだということもお聞きしております。ぜひ、その7名の雇用に至っては、バンブーだけではなく市内におりてくる幹線道路の雑草等、整備ということもかんがみいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど健康診査に関するがんの対策、本市としての考え方をちょっとお聞きしたいところで答弁漏れがあったと思いますので、竹原市、本市としてのがんの対策っていうことをもう一度再度お伺いしたいと思います。

そして、なぜ5歳刻みなのかということも聞いております。5歳刻みであれば、5年間継続ということを考えていらっしゃるのかどうか、それも合わせてお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 竹原市のがんに対する考え方という御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、がんというのはあくまで死亡率も高い病気ということでございますので、これにつきましては徹底的に早期発見、早期治療に尽きると思いますので、これに関して検診等につきまして積極的に進めていくべきものというふうに考えております。

また、5歳刻みということでございますが、この5歳刻みというのは、病気が発症するまでの期間から考えて、次のいわゆるがんとして治療を要するような状況になるまでおおむね5歳という間隔を置けば、新しくまたがんとして成長するまでの期間ということで5

歳という間隔を置いているというふうに個人的には解釈をしておりますが、制度的に一応これが5歳ごとのそれぞれの男女を対象としておるということで、国の補助の基準に合うような形でこの検診体制のほうも進めていきたいというふうに考えております。

(「答弁漏れ」と呼ぶ者あり)

議長(脇本茂紀君) じゃあ3回目の質問でしてください、一緒に。

6番。

6番(道法知江君) 5歳刻みですので、5年間継続されるのかどうか。

3回目、最後の質問になりますので、合わせてお聞きしたいんですけども、男女ということをおっしゃっていただきました。男女において検診が行われるということの説明いただいたんですけども、そうしますと、乳がんの検診の対象者ともラップすることはあるのでしょうか。現在行われております女性のがん検診の乳がんの検診では、この5歳刻みの年齢と重なる年齢も出てくる。男女の検診ということで説明を先ほどいただきましたので、重なる方も中にはいらっしゃるのかどうか。そして、5年間継続ということはできるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長(脇本茂紀君) 市民健康課長、答弁。

市民健康課長(森野隆典君) 5歳ごとの男女ということをございますから、子宮、乳がん等の女性の場合も、当然この大腸がん等の方には該当される方も出てくるということをございます。5歳ごとのというのは、例えばことし受けたら次はその5年後に対象となるという形をございます。ですから、同じ人が次もし受けるということならば5年後ということになるかと思えます。

はい。ですから、この制度としては5年実施しますが、1回受けた方は5年後だという。

議長(脇本茂紀君) 14番。

14番(小坂智徳君) 11番議員の松本君が栽培漁業センターでいわゆる4億8,000万円余り、これを竹原市で工事をするんだから、公共の発注においては建設業あるいは雇用面、いろいろと強化するべきではなかろうか、配慮するべきではなかろうか、そういった質問ではなかったかと思えます。

しかし、課長あるいは副市長の答弁におきましては、できるだけいろんな配慮はして、そういったことは担当の協会等々に強く申し入れをする。これは、いわゆる4億8,000万円余りのお金というのは、私の記憶では、水産庁から県へ行って竹原市、右から

左で素通りの事業、こういった認識を持っておるわけでございます。

しかし、産業の担当の課長におかれましては、今はやりである市長がいつも言われておる観光面において、この栽培漁業センターを現地を視察をしていただくような産業観光の面からなぜ生かす方法の答弁等もないのか、そういった思いが私は今のやりとりの中で聞いたわけでございます。

もちろん市長も御承知のように、栽培漁業センターあるいは電発にはPR館、そして現在アヲハタ等々では皆さん方が大変好評である体験づくりの工場、こういった新しい視点の、また今はやりのしゅんの産業観光にも力を入れる、そういった答弁が私はなぜないんだろうかという思いがしておるわけでございまして、そういった発想とか考え方、せっかくのチャンスでございまして、ああ県のほうがやってくれるんだから、あるいは水産庁がやってくれるんだから、できればいい、こういった発想では、議員の皆さん方がいつも言っているようないろんな発展策というのは生じないのではないかと思うわけでございまして、こういう観点におきまして、そういうようないろんなこの予算計上において協議等もされたのか。また、私の今の指摘に対して、今後そういった方向策で観光面にも力を入れていく、こういったお考え方を御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 先ほど来、この事業に対するさまざまな経済効果というものを、もちろん問われておるだけじゃなく我々もいろんな角度からこれを期待しているというところございまして、先ほど来申し上げましたように、まず建設部分については市内への投資効果というのも十分期待できますので、この点については事業主体のほうへも強く要望をしまいるということを申し上げました。

そして、今後のこの事業が前へ進むことによって、当然カキの増産ということになりますと、広島県産のいわゆるブランド化というものがさらに向上をするというようなこともございまして、その発信元が竹原からというようなこともございますから、当然産業振興という部分で、我々としては産業から観光、観光から産業へといった1次から2次、2次から3次への販路開拓という部分でも、いろんな角度からPRをしまいたいというように考えております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時48分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

#### 日程第15

議長（脇本茂紀君） 日程第15、議選第1号竹原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） お諮りいたします。

本案は、議長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

竹原市農業委員会委員に片山和昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました片山和昭君を竹原市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、片山和昭君を竹原市農業委員会委員に推薦することに決しました。

---

## 日程第16

議長（脇本茂紀君） 日程第16、発議第23-2号竹原市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

7番（宮原忠行君） それでは、竹原市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例案に対する提案の趣旨説明を行わせていただきます。

かつて、竹原市は、芸南地域の中核都市として、戦後復興から高度経済成長に至る日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、ニクソンショックによる固定相場制から変動相場制への移行、さらにはドルショックと2度に及ぶ石油ショックによる急激な円高により価格競争力を減退させたこと、あるいは重化学工業から知識集約産業への移行という日本経済の構造変化と成熟化に適応できず、合板企業、家具製造業の撤退、合理化等による主力企業の雇用縮小により、竹原市経済は絶えざる縮小、再生産の脅威にさらされてきたところであります。

また、政府による地方への所得移転政策としての公共事業費の急激な縮減策も、かつて竹原市の建設業を牽引してきた主要企業にも退場を迫り雇用喪失に追い打ちをかけることになりました。

こうした竹原市経済の衰退と低迷を反映して、竹原市経済の成長力をあらかず平成20年度の市内総生産を平成9年度と対比した場合、第1次産業、第2次産業、第3次産業の合計額から中間経費である輸入税、その他帰属利子を差し引いた総生産額は964億7,400万円で、平成9年度比で額にして247億7,000万円、率にして20.43%のマイナス成長となっているところであります。

第3次産業も、全体としては平成9年度比で額にして121億1,400万円、率にして13.23%の減となっていますが、ホテル等を含むサービス産業は21億8,800万円、率にして11.71%の増加となっているところであります。

ちなみに、平成20年の観光消費額は30億9,600万円であり、公表されている最も古い年度である平成16年と比較すれば、額にして7億8,000万円、率にして31.86%の成長率となっているところであります。民間部門に限定すれば、サービス産業の中でも、宿泊業を含む観光産業の竹原市経済への貢献度がいかに高いかを示している

と考えるところであります。また、言葉を変えて言うならば、観光産業だけが竹原市経済にとって成長が見込まれる産業分野であるとも言えるとも思うわけであります。

経済の成熟化と世界史に例を見ない急激な少子・高齢社会を迎えた日本経済にとっても観光産業は成長分野と期待され、平成18年12月20日には観光基本法の全部を改正して観光立国推進基本法とし、世界に例を見ない水準の少子・高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信すると宣言し、広島県においても同年同月26日に広島観光立国推進基本条例を制定し、観光は訪れる人々と地域の人々との相互理解と交流の促進や地域における雇用の増大とサービス業、農林水産業、製造業など、幅広い分野にわたって地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するものであると高らかにうたい上げ、観光をリーディング産業としてさらに発展させる決意を表明したところであります。

観光をめぐるこうした国・県の施策展開を受けて、それぞれの先進自治体においては、既にある工場誘致条例を全面改正してホテル誘致条項を盛り込んでいるのが実情であります。竹原市の観光産業も、先駆者の東奔西走、心血を注いだ遺産として、竹原市経済の数少ない成長分野としての役割が期待されているところであります。

今回提案させていただきました竹原市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例案は、竹原市の経済動向と国法である観光立国推進基本法を受けて制定された広島観光立国推進基本条例の立法精神にも沿うものであり、持続可能な竹原市経済再生のために観光が果たす役割を自覚した先進自治体に肩を並べるといふ歴史的意義を有するものと確信してやみません。

先輩議員を初め議員各位の慎重なる御審議をいただき、御決定いただきますことを衷心よりお願い申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。  
議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

4番。

4番（山村道信君） 先ほど来からすばらしい趣旨説明をいただきましてありがとうございます。恐らくみんな同じ気持ちは持っておられるんであろうと、私もそういうふうに思

います。

ただ、しかしここへこうしてボンと突きつけられたこの条例案。条例案っていうのがそもそも何なのかということです。

そこで、二、三、質問をさせていただきます。

まず1つ、中に読み上げましたらいろんな数値、新設に当たっては5年あるいは3年という数値、あるいは1人の雇用に対して100万円、あるいは1億円を限度というふうな数値があります。この根拠をお尋ねしたい。そして、その財源もお尋ねしたい。

そしてもう一つ、しきりに観光、宿泊業というんですか、ホテル業が伸びているというふうにおっしゃいましたが、私はちょっと不審に思い、先般、昨日、あるマネージャーに伺いました。勘弁してくださいと。これを本当にされるんだったら今の竹原市のホテルは共倒れになってしまいますという言葉いただきました、そういったところ。条例案を書かれるに当たってそういった既存の業者さんの、あるいは事業所の声を聞かれたんでしょうか、そういったところ。

以上この3件、お尋ねいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 具体的な条例案に盛り込まれた個別、具体的な数字等につきましては、これは全体を見てしたということで、確たる根拠を持ってしたわけではありません。恐らく、例えば市長提案による条例案ということになっても、やはり全国の立法例を見ながらしていくと、こういうことになろうと思います。

ほど、財源の問題が出ましたが、財源については、仮に、仮にですよ、財源が見当たらないということならば、私も3月議会でも申し上げましたように、地域の生き残りをかけて少子化対策、あるいは地域経済の再生に努力をされて、一定の成果を出されておる各地方自治体、そんなに少ないわけではありません。ラスパイレス指数、はるかに低い水準にあります。どうしても財源がないというならば、職員の人件費を削ってでもやるというのが政治の意思じゃないんでしょうか。そういうふうにご考えておるところであります。

そして、具体的に、じゃあどこそこの宿泊業とかそういったところの意見を聞いてみるかと、こういうことでもあります。実は、聞いておりません。ですから、私は、今私が個人として持ち得るその統計等に基づいて、そして私自身も行政におったときからさまざまな取り組みをしてきて、そうしてその可能性というものに私は決してないわけではないと、こういうふうにご考えておるわけでもあります。もちろん、統計がすべてであると言うつもり

はありません。

しかし、目的、意識的、政策的に、成長分野と見込まれるところへの人的資源、財政的資源を選択と集中をするというのは今の世の中の流れでありますし、ですから我が国においても、どうしても観光産業をリーディング産業として保護育成しなければならないということにおいて観光立国推進基本法、そして広島県もそれを受けて直ちに広島観光立県推進基本条例を制定し、特に広島県の場合には、リーディング産業として育てていくということとその基本条例の中でうたっておるわけでありまして。これ全国でも、今時点ではわかりませんが、今インターネットで入手し得る情報で言えば、全国の都道府県がすべて観光立県推進基本条例を制定しているわけではないわけでありまして。

まさに、先ほど来お聞きしておりますと、栽培漁業センターにかかわって1人でも2人でも3人でも5人でもいいと。雇用という話は、今までの委員会の中でも、またこの会議場においても、いろんな方がいろいろに要望をされてきました。そして、私はこの条例案の行く末というのは、恐らく私が思っている方向に進むと思います、恐らくね。しかし、それでは市長は経営感覚と言われる。企業経営の感覚で言えば、廃れる分野へ経営資源を投入することができるでありますでしょうか。絶対にできないはずであります。成長が見込まれる分野へどれだけの人材と財政資源を選択し投入していくのか、まさにその政治的決断が問われておるのが今日の状況じゃないでしょうかね。そんなに時間が残されておるわけではありません。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 何かすごい聞いていますと無責任きわまりない案だというふうに思います。もはや、もうここで話す余地がないような気もいたします。

ここでお尋ねしたい。

観光っていうのは何なのか。ホテルをつくれれば来てくれるものなのか。そうじゃないと思います。私が昨日の話でも、やはりソフトが充実しないと人は来ないということなんです。今一生懸命いろんなホテルがいろんなプランを立てています。それは、観光客を獲得するためのプランなんです。もうぎりぎりの損益分岐点まで下げて一生懸命努力しておられます。それが今の現状だと思うんです。

そういったところを認識されているでしょうか。お尋ねいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 昨日の一般質問を通じて、るる主張をさせていただきました。まさに、観光立国推進基本法もこううたってるよと。そして、それを受けて成立した広島観光立国推進基本条例もそううたってるよと、こういうふうに言うておるわけでありますから。

ほで、歴史的に考えてみますと、私は恐らく市長の御尊父さんも、恐らくですよ、市制発足と同時に観光資源がなかったわけですね。湯坂の温泉郷、そして大久野島の国民休暇村、これの誘致へ向けて、まさに心血を注いだ御努力をされてたんじゃないでしょうかね。そして、そこで今の曲がりなりにも竹原市の観光産業の大宗をつくってきたんですよ。そして、若干の時期のずれはありますけれども、恐らく私の記憶によれば、昭和63年前後に賀茂川荘、簡保センター、そして大久野島国民休暇村のリニューアルがされたんですね。そして、ここでそうした湯坂と大久野島の3つの宿泊施設、これが頑張ってリニューアルをしたわけですね。当然投資を回収しなきゃなりません。必死の営業努力があったでしょう。そして、そこで第2の竹原市における観光の黄金期とも言うべきものを、時代を築いてきたんですよ。そして、今、将来の市民へ向けた一つの遺産として、観光産業がすべて言よんじゃないんですよ、少なくとも成長が見込まれる観光産業へ経営資源を選択し集中していく。そういう時代にあることは、私は間違いないと確信をしてやみません。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 私は、本条例案につきまして反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど、4番議員の方も質疑をされました。私はあえて質疑をせずに反対討論、こういった形をとらせていただくのは、7ページにわたる今回の条例案の改正でございます。何分にも提案者におきましたら、今日までいろんな熟慮をされ勉強をされ、提案をされたと思います。しかし、私自身は浅学非才でございます、何分にも時間等々がありませんでした。そして、1項目ずつ新旧照らし合わせて、どこがどのように違うのか、こういった時間も解読力、こういったこともなかったわけでございます。このような思いで反対をさせていただきますわけでございます。

しかし、7番議員におかれましては、現在我々に一石を投じられたのではなかろうか、こういった思いを持っておるわけでございます。現在の地方議会の現状の課題といったものは、各議員の皆さん方も御承知のように二元代表制でございます。そういった中、日ごろの議員活動といったものは、我々住民要望、あるいは行政のいろんな課題を把握を十分しながら、当竹原市においては委員会、本会議等々で、議員が個別にさまざまな観点、視点から質疑等々でいろいろと疑問点をただしているのが現状でございます。しかし、そうかと言いましても、じゃあ今この議会にいらっしゃる14名の皆さん方が、委員会をのぞいて、あるいは議会をのぞいて、議員同士でいろんな話し合いの場、協議の場、こういったものがあるのかというと、なかなかそういった設定、仕組みといったものがないのが現状ではないかと思えます。

また、そういった観点から言いまして、今回反対をしながら感心をいたしましたのは、議会からいわゆる政策を提案したり、そして今まで受け身になっていた観点からもっと積極的に新しい観点から議員立案、そういった提案、このようなことを勇気を持って勉強されて提案をされたと思えます。もちろん、北海道栗山町におきましても、議員の皆さん方が御承知のように、議会基本条例の制定においては先駆けて全国でもされていらっしゃるわけでございます。この栗山町の議会改革といったものは、財政のシステムをもっと議員の皆さん方が強くなる、あるいは議員同士の活発ないろんな議論を交わしていこう、そして提案権の修正、こういったこともいろいろと活発にやっていこう、また理事者側において反問権等々も与えていこう、こういったさまざまなこともあるわけでございます。

そういった観点から申し上げまして、提案をいただきました7番議員におかれましては、次の9月議会まで我々にまた今以上のいろんないい条例案を示していただき、また勉強の場を与えていただきたい。最終的には、反対の立場というのは大変苦しいわけでございますが、何分にも時間がなく、そして勉強をする機会がなかった、こういった単純な反対理由でございますが、私の反対理由とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がございますので、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

---

日程第 1 7

議長（脇本茂紀君） 日程第 1 7、発議第 2 3 - 3 号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

5 番（大川弘雄君） それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書、これについて提案理由を申し上げます。

ただいま事務局職員が朗読いたしましたとおり、本案は深刻化する経済状況を背景とした経済雇用危機対策による拡大する投資的事業について、政府に対し地方の財政負担につながらないように、地方財政計画、地方交付税総額の規模拡大、地方財源の充実強化を求めるものであります。

何とぞ、慎重審議の上、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

1 1 番。

1 1 番（松本 進君） 私は、先ほどのこの意見書案について討論に参加したいと思いません。

震災復興とか地方財源の充実、これは大きな課題であるというふうに思います。問題というのは、この地方財源、震災復興の費用として、財源として、この意見書の中にありますのは、地方消費税等の充実とあります。消費税増税を示唆する内容ではないかと私自身は考えて、こういった立場からこの復興財源等にこの消費税充実、あるいは消費税増税ということには、私は反対の意見を明確に表明しておきたいと思えます。

ある新聞を読んでみますと、震災復興財源ということで政府が復興構想会議を 2 2 日に行って第 1 次の最終案をまとめました。この中を読んでみますと、基幹税の増税で復興のための財源を確保する考えを明記しました。この中には、消費税増税も否定しておりません。私たちはこの復興財源のあり方について、国会では 2 1 年度の予算案の抜本的な組み

替え、これを提案してきました。その主な柱としては、大企業や大資産家減税の是正、巨額の軍事費や不要不急の大型公共事業や政党助成金の中止など、予算の抜本的な組み替えで5兆円程度の財源を確保することができるという提言もしております。

そして、復興財源を賄うために国債発行が必要とするこういった事態に対しては、従来の国債発行とは別の枠組みで震災復興債を発行することを提案し、この国債については大企業に要請して内部留保を活用させる。こういった具体的な復興財源も提示して取り組んでいるところであります。

したがいまして、こういった震災復興の財源、地方財源の充実、こういったことに地方消費税の充実、すなわち消費税増税を示唆するこういった意見書には私は明確に反対をしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） 私は、この意見書につきまして賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

今の政府であります、場当たりの政策を進め、メディア等でも報道されていますように、財源不足は大変深刻な問題だと報道されております。この顕著にひどくなる国の財源不足の中で、今後突如地方交付税などの地方財源の削減が突然行われ、地方財政を圧迫する可能性というものは、ますます考えられるところであると私は考えております。

竹原市を含めた地方自治体では、今後ともこちらの意見書にございますように、介護、福祉政策の充実、農林水産業の振興などで雇用の確保に努め、またこれらの分野の充実強化をし、地方活性化を進めていくことが求められておると思います。

これらの政策を進める上で、これ以上の財政悪化には地方自治体は大変耐えがたいものであると私は考えております。2012年度においても、地方財政を十二分に確保することが必要であると私は考えます。よって、この地方自治体の意思を今の政府にしっかりと見せて強く迫っておくことが必要であると考えまして、私はこの本意見書に賛成したいと思っております。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

以上をもって今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成23年第2回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後3時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員